



第 13 回黒潮町議会 3 月定例会会議録

令和 7 年 3 月 7 日 開会

令和 7 年 3 月 18 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 7 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 8 日	土	休 会	休 会
3 月 9 日	日	休 会	休 会
3 月 10 日	月	休 会	質疑・委員会付託・委員会
3 月 11 日	火	休 会	委員会
3 月 12 日	水	休 会	委員会
3 月 13 日	木	休 会	委員会
3 月 14 日	金	本会議	一般質問
3 月 15 日	土	休 会	休 会
3 月 16 日	日	休 会	休 会
3 月 17 日	月	本会議	一般質問
3 月 18 日	火	本会議	一般質問・委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

黒潮町告示第11号

令和7年3月第13回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月28日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1 期 日 | 令和7年3月7日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

令和7年3月7日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番	青木浩明	9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
情報防災課長	村越淳	住民課長	佐田幸
環境政策室長	宮川智明	健康福祉課長	野村晃稚
農業振興課長	斉藤長久	まちづくり課長	徳廣誠司
産業推進室長	秋森弘伸	地域住民課長	河村美智子
海洋森林課長	今西和彦	建設課長	河村孝宏
会計管理者	國友広和	教育長	宮川雅一
教育次長	岡本浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1番 濱村美香 2番 山本牧夫

令和7年3月第13回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和7年3月7日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第69号から第105号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

- 議案第 69 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 70 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 黒潮町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 72 号 黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 74 号 黒潮町長等の給料の特例に関する条例の制定について
- 議案第 75 号 黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 黒潮町介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び黒潮町介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例について
- 議案第 77 号 黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 79 号 黒潮町学校給食センター設置に関する条例及び黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 82 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）
- 議案第 83 号 令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 85 号 令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 86 号 令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 87 号 令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 88 号 令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 89 号 令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 90 号 令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 91 号 令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 92 号 令和 7 年度黒潮町一般会計予算について
- 議案第 93 号 令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
- 議案第 94 号 令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
- 議案第 95 号 令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 96 号 令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 議案第 97 号 令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
- 議案第 98 号 令和 7 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

- 議案第 99 号 令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 100 号 令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 101 号 令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
- 議案第 102 号 令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 103 号 令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
- 議案第 104 号 町道路線の変更について
- 議案第 105 号 黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について

議 事 の 経 過

令和7年3月7日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和7年3月第13回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第26号から32号までが町長から、報告第33号から35号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認願います。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で行動表を配布し、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也）

おはようございます。

今日は、令和7年3月第13回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

提案させていただきます議案につきまして、慎重なご審議と適切なお決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

12月議会定例会以降の主なものにつきまして、ここで行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和7年黒潮町成人式について報告させていただきます。

令和7年黒潮町成人式を1月3日金曜日、ふるさと総合センターにおいて開催致しました。

本年は、平成16年4月2日から平成17年4月1日に生まれた81名のうち、57名の方に出席いただきました。

昨年からは新型コロナウイルス感染防止対策による出席制限は設けず開催しており、多くのご来賓の方々のご出席のもとに、保護者の皆さまとともに、新成人を祝う式典を行うことができました。

新成人の皆さまからは、支えていただいた保護者、地域の皆さまへの感謝の言葉とともに、自分自身が歩みたい将来に向かい、全力で取り組んでいくとの抱負を語っていただきました。

新成人の皆さまが、黒潮町民あるいは出身者として、住民の皆さまの期待を忘れず、思いやりと感謝の気持ちを持って、新たな一歩を踏み出すとともに、それぞれのステージにおいて活躍されますことを期待致します。

次に、シーサイドギャラリー冬について報告させていただきます。

昨年8月の南海トラフ地震臨時情報発表に伴い、延期としておりましたシーサイドギャラリー夏を、令和7年1月4日土曜日、シーサイドギャラリー冬と改め、シーサイドギャラリー冬実行委員会の主催により開催さ

れました。

松原を、星明かりや光の切り絵、大型三角あんどんでライトアップする星降る松原のイベントが午後6時から開始され、幻想的な光景に包まれる中で、午後8時から、浜辺に集まりました約1万人の観衆のもと、盛大に花火大会が行われ、来場者には、光のオブジェと冬の花火の競演を楽しんでいただくことができました。

最後に、日向灘地震の対応について報告させていただきます。

1月13日月曜日、午後9時19分ごろに、日向灘を震源とする地震により、町内で震度3の揺れを計測し、午後9時29分、高知県沿岸に津波注意報が発表され、港湾内、海沿いへの避難指示を発令致しました。

午後9時55分に、気象庁より南海トラフ地震臨時情報、調査中が発表されたことで、次の情報発表に備え第3配備とし、防災体制等の準備を進めました。

午後11時45分に、南海トラフ地震臨時情報の調査終了、午後11時50分に津波注意報が解除されたことで、避難指示及び配備を解除致しました。

今回は南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意や警戒の発表には至りませんでしたでしたが、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況に変わりはありません。引き続き、防災対策における住民の皆さまとの連携、強化により適切な行動が取れるよう、職員一丸となって努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和7年度の一般会計及び特別会計をご審議いただくに当たり、町政運営の基本方針及び主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

本町の最上位計画である黒潮町総合戦略につきましては、本年度改定を行い、計画の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向け、国や県の動向を見極めつつ、情勢に応じて適宜改正しながら、有益となる施策の充実を図ってまいります。

また、人口減少下において生じる地域の課題を一つ一つ丁寧に解決していくことで、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに努めてまいります。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年9月に高知県が公表した令和3年度市町村経済統計の概要によると、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による下押し圧力を受けながらも、緩やかな持ち直しの動きが見られたことにより、県全体の経済成長率は2.2パーセント増で4年ぶりのプラスとなっておりますが、本町の経済成長率は4.1パーセント減となっております。

本町のマイナス成長の要因は、主に第二次産業の建築業への公共工事の増減に伴うものでありますが、コロナ禍により令和2年度に大きなマイナス成長となった第三次産業の宿泊、飲食サービス業においては、平成25年度から令和元年度の7年間は9億円程度で推移していたものが、令和2年度には5億円台と約半減となり、令和3年度も横ばいで推移する結果となっております。

その後、令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、徐々に日常が戻りつつありますが、引き続き、これらの統計資料や国、県の動向を把握しながら、町総体の経済状況を確認し、各種施策の推進を図っていく必要があります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、令和2年度から令和6年度の5年間で、納税義務者1人当たりの所得金額は上昇傾向で、年平均1.5パーセントの伸びとなっております。このうち、事業所得者は、年平均で5.3パーセントの伸びとなっておりますが、給与所得者につきましては年平均で1.5パーセント程度、農業所得者につきましては年平均で1パーセント弱の伸びとなっており、業種によって偏りがあることも見て取れます。

また、総務省公表の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数によりますと、令和6年1月1日現在の本町の高齢化率は46.5パーセントとなっており、1年前の同時期より0.8ポイントの増加となりました。

また、令和6年12月31日現在の住民基本台帳データでは、総人口は1万人を下回り、高齢化率は47.6パーセントに増加、そのうち65歳以上の人口4,648人に対し、現役世代であります20歳から64歳までの人口は4,059人であることから、本町では1人の現役世代が1人の高齢者を支えるという肩車型社会へ既に突入を致しております。

続いて、黒潮町総合戦略によるアクションプランに基づき、各種施策について申し上げます。

まず、創生基本計画アクションプランの、地産外商により安定した雇用を創出するのうち、農業の振興・維持では、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足は喫緊の課題であり、各種の支援施策を推進してまいります。

令和7年度につきましても、ハウス整備事業、環境制御技術高度化事業のほか、新規就農支援として、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）、担い手支援事業により、担い手づくりと設備投資への支援を図るとともに、黒潮町農業公社と連携し、新規就農者の確保、育成に務めてまいります。

また、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能の維持、確保を図るため、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用するとともに、新たな県営ほ場整備による農地集約を行うことで、収益性の高い農業が可能な面的整備を進めてまいります。

林業の振興・維持では、令和7年度につきましても、国からの森林環境譲与税を活用し、町内における森林整備や後継者の育成、担い手の確保などを進めるとともに、引き続き、新たな森林管理システム事業を進捗することにより、森林の所有者調査や山林境界の確認、将来にわたる材木搬出に係る集積計画の策定に取り組んでまいります。

また、森林環境保全整備事業として、森林皆伐後における再造林費用の個人負担を軽減し、将来にわたる地域林業の持続化や後世にわたる森林資源の適切な管理について、より一体的に取り組んでまいります。

入野松原における保全につきましては、マツノザイセンチュウ病対策として、マツノマダラカミキリ防除対策及び枯れた松の伐倒駆除対策、薬剤樹幹注入を実施し、さらには、病害虫に対して抵抗性のある新たな松種苗の植樹を継続することで、町の基本計画である入野松原再生計画に沿った松原保全事業を、引き続き展開してまいります。

そのほか、域内経済効果も踏まえた町産材活用促進のための町産材利用促進事業費補助金等により、森林の適正な維持や地元林業の成長産業化を図るとともに、鳥獣被害防止対策に係る予算も引き続き計上し、農作物全般における鳥獣被害の軽減を図ってまいります。

水産業の振興・維持では、水産業における大きな課題の一つである漁業従事者の減少につきましては、高知県漁業就業支援センターを活用した地元漁港での自営漁業者育成事業を継続し、沿岸漁業の持続に資する後継者の育成を図るとともに、令和7年度に第20回を迎えます土佐佐賀のもどりガツオ祭などに代表される文化発信事業により、産業、経済面だけではなく文化、教育面からも、地元漁業を絶やさぬ全体活動をより一層強化してまいります。

沿岸漁業対策では、引き続きイセエビ漁場造成のための投石魚礁設置工事や、アカアマダイの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金などを予算計上しております。

そのほか、町内漁港水揚げ向上対策におけるモジャコ蓄養漁業では、モジャコ魚類への魚病抑制医薬品に対する補助を予算計上するなど、町内全体の水産業の振興、維持に努めてまいります。

また、新たな取り組みとしまして、町内漁港における沈没船、不要船対策として黒潮町放置漁船等対策推進事業を実施し、漁港区域内に放置された漁船などの撤去処分対策に取り組んでまいります。

商工業の振興・維持では、事業者に対しては、物価高騰等の影響にも考慮しつつ、中小企業等融資保証料補助、利子補助等を行うとともに、創業支援・事業承継等については、経営支援会議による支援を継続し、黒潮町商工会と連携しながら対応を図ってまいります。

また、観光面では、本町に所在する各種施設や豊かな自然を観光資源として活用を図る取り組みを進めており、今後もスポーツツーリズム誘客促進事業をはじめ、防災ツーリズム等の事業を推進し、国際的認証団体グリーン・デスティネーションズの表彰制度で世界の持続可能な観光地トップ100に認証されることをめざし、欧米等のインバウンド客の獲得につなげる活動を、黒潮町観光ネットワークやNPO 砂浜美術館等の関連団体と連携し取り組んでまいります。

そのほか、高規格道路の延伸に向けた、新たな集客施設の検討及び、既存の道の駅の機能強化や維持管理についても関係団体と連携し、先進地の取り組みを学びながら、計画的な対応を図ってまいります。

第三セクター活用による町内産業の活性化・町外市場の開拓では、町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階における個別支援や、企業の持続化を図るため、地場産品外商力強化事業の予算を計上し、株式会社黒潮町缶詰製作所とともに、町内事業者の経営支援を継続してまいります。

また、ふるさと納税を活用して町外市場を開拓するとともに、地場産品のPR強化により、販路拡大につなげられるよう対応を図ってまいります。

さらには、海外販路開拓も含めた包括的外商戦略にも、町内の各製造業者と連携し取り組んでまいります。

次に、新しい人の流れをつくる、移住・定住の促進では、黒潮町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した2060年の人口6,800人を維持するため、施策のさらなる強化が必要となっております。引き続き、移住相談員の配置のほか、移住フェア等への参加を行い、移住促進に加え、関係人口拡大に向けた取り組みの磨き上げを図ってまいりたいと思います。

また、移住、定住に向けた住宅の確保に対応するため、町内の空き家を活用した施策を継続するとともに、若者や子育て世代の定住につながる取り組みを進めてまいります。

次に、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶えるのうち、出会いの場の創出では、厚生労働省の人口動態調査の概況によると令和5年の平均合計特殊出生率は、全国で1.20人と過去最低を更新しております。高知県においては1.30人と全国水準を上回ってはおりますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の2.07人からは大きく乖離を致しております。

若い世代の結婚比率や出生率の低下が見られる現状を踏まえ、令和7年度においても交流型イベント等を計画し、出会いの場の創出に係る経費や結婚に伴う経済的負担を軽減するための支援を行い、出会いや結婚の希望を後押ししてまいります。

妊娠・出産及び子どもの健康のための支援、子育て支援策の充実では、黒潮町における出生数は、令和4年が41人、令和5年が32人、令和6年が35人となっており、コロナ禍の影響を受けた令和2年以降の減少傾向に歯止めがかからず、今後も出生数の低下が懸念されます。

これらを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産、子育てまで、一貫して相談に応じてまいります。

妊婦のための支援給付や、妊婦等包括相談支援事業として伴走型相談支援を行い、妊娠時から出産、子育てまで、全ての妊産婦に寄り添った継続的な情報発信や定期的な相談対応のもとに、安心して出産子育てができるよう支援するとともに、児童福祉に係る多様な課題にも対応してまいります。

また、経済的な負担軽減を目的とした、不妊治療補助金妊婦乳児一般健康診査初回産科受診料支援事業のほか、乳幼児医療費助成や18歳までの医療費助成等も含め、妊娠期から子育て期のサポートに取り組んでまいります。

さらに、近年の物価高騰による影響を受けられる子育て世代の家計支援を行うことで、各ご家庭においても教育にしっかりと投資いただけるよう、学校給食の無償化に取り組めます。

保育所運営におきましては、引き続き町内4園体制を維持し、0歳児保育、延長保育を実施し、全園の完全給食による食育の推進や、保育士等の質の向上を図り、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障してまいります。

そのほか、町内唯一の高等学校である県立大方高校を存続し、人材育成における教育現場とするため、高校魅力化支援事業として、公設塾や女子サッカー部指導者の招聘による部活動の活性化、そして教育振興交流支援施設の本格運営など、大方高校と連携、協力しながら、進学先として選んでいただける魅力的な高校となるよう取り組んでまいります。

次に、地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作るのうち、中山間地域の維持・活性化では、地域で支え合いながら安心して暮らし続けることのできる仕組みづくりのため、集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各所に設置しており、各施設の運営を支援し、交流拠点施設こぶしのさとを拠点とした、地域の維持、活性化につながる事業等も展開してまいります。

また、人口減少と高齢化が進む中で、中山間地域を中心に交通弱者がさらに増加することが予想されるため、黒潮町地域公共交通計画に基づき、本町の実情に即した輸送サービスの在り方を模索しながら、限られた資源を活用し効率化と利便性の向上を図ってまいります。

健康的な生活の推進では、健康を維持するためには、病気の早期発見、早期治療が重要であるため、各種検診の実施は必要不可欠であり、引き続き、受診勧奨を行いながら、健康的な生活の推進を図ってまいります。

また、本年度に黒潮町地域医療審議会を立ち上げ、黒潮町医療計画について承認をいただきました。この計画を基に、福祉、介護、医療が一体となり、黒潮町の医療課題等に取り組んでまいります。

地域ぐるみによる安全・安心のまちづくりでは、自助、互助、共助による地域の在り方は、南海トラフ地震とそれに伴う津波災害の際に極めて重要なこととなります。平時から地域住民が互いの役割を認識し、支え合う地域防災を実現するため、総合防災訓練やワークショップ等、積極的な取り組みを進めてまいります。

また、木造住宅耐震事業等の各種補助金や、津波被害の心配のない高台への宅地造成の検討等、安心して住み続けることができる安全なまちづくりに向けた環境整備に引き続き取り組んでまいります。

未来技術を活用した暮らしの向上では、人口減少、少子高齢化や過疎化、首都圏への人口一極集中など、従来からの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革に対応するため、黒潮町デジタル化推進計画に基づき、住民が安全で安心、快適に暮らすことができ、豊かさを実感できる社会の構築を引き続き推進してまいります。

誰一人取り残さない住み良いまちづくりを目ざし、情報格差の解消に対応しつつ、幡多市町村間でのデジタル化連携を推進するなど、持続可能な地域づくりを広域的に取り組んでまいります。

また、脱炭素社会に向けた取り組みについては、脱炭素先行地域のメリットである、国の有利な交付金等を活用しながら、住民向け補助事業を継続し、脱炭素と地域課題解決の同時実現を目指す取り組みを進めてまいります。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項でございます。

まず、福祉基本計画アクションプランの福祉基本計画では、本計画では、子どもから高齢者まで、住み慣れ

た地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、少子高齢化社会に対応した黒潮町版地域包括ケアシステムの構築を基本目標としており、民間企業、NPO 法人、社会福祉協議会、健康づくり婦人会、老人クラブ、民生委員等のほか、各地区の積極的な関与により創り上げていくものです。

虐待、引きこもり、貧困、障がい、認知症など様々な課題を抱える世帯が増加する中、あったかふれあいセンターが核となり、相談、訪問支援、交流や活躍の場を確保する地域づくり、社会参加に向けた支援等に取り組んでまいります。

また、子ども家庭総合支援、権利擁護支援、避難行動要支援者対策をはじめ、複雑多様化する生活課題や福祉課題に対し、スピード感をもって対応するよう努めるとともに、本年度に策定致しました黒潮町医療計画を基に、これまで福祉、介護、保健の分野を中心として取り組んできました黒潮町版地域包括ケアシステムへの医療分野からの参画も得て、住民の在宅生活を支える体制を構築できるよう取り組んでまいります。

次に、教育基本計画アクションプランの教育基本計画では、本計画の核となるプロジェクトをふるさと・キャリア教育とし、子どもの成長に地域総がかりで積極的にかかわり、ふるさと貢献意識を具現化するため、人間関係の構築とコミュニティーの一員として自覚を持った児童生徒の育成を行ってまいります。

平成 30 年度から開始したふるさと・キャリア教育は、7 年が経過しようとしています。この間、各学校で特色のある事業が展開されたことにより、全国学力学習状況調査の中での、地域や社会を良くするために何かしてみたいと思いますかの設問では、中学 3 年生の肯定的な回答は 88.8 パーセント、小学 6 年生は 90.9 パーセントと、高い状況です。

令和 7 年度は、これまで培ってきた取り組みを整理集約した予算を計上しており、生徒自身が学習内容を深く理解し、資質、能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける意識の向上を図ってまいります。

また、教育 DX の推進においては、令和 2 年度に購入した児童生徒タブレットの更新を行い、児童生徒一人一人の興味、関心に応じた学びを実現するための教育環境を整えてまいります。

その他、教育委員会と福祉部門が一体となった総合的な支援体制の構築により、保護者や家庭への支援と教育を切れ目なく実施する体制を整えてまいります。

次に、防災基本計画アクションプランの防災基本計画では、南海トラフ地震・津波対策は、防災地域担当制により地域に出向き、その実情を把握した上で、地域の強みを生かした孤立集落時の自活や、住民による避難所運営、整備済みの資機材の活用について継続して取り組んでまいります。

併せて、学校の防災教育にも積極的にかかわり、児童生徒の防災力の向上を目指すとともに、地域の防災力の向上にもつながるよう取り組みを進めてまいります。

また、木造住宅耐震事業による耐震対策、医療救護活動体制の構築、防災の ICT 化につきましても、引き続き検討をしてまいります。

土砂災害等につきましては、自主避難計画の活用、修正を地区防災計画の一環として位置付け、自助、共助を生かした有効な対策を講じてまいります。

そのほか、町職員においては、職員防災訓練等により、各種マニュアルの実効性と即応性を高め、非常時にしっかりと対応ができるよう努めてまいります。

以上、各種施策についての説明とし、結びに一言申し上げます。

この後、令和 7 年度当初予算の提案を行ってまいります。財源確保の努力をして、なお、結果として基金取り崩しによる繰入金に頼る予算構造が続いております。

現在、予算総額の高止まりが続いている状況の中、次年度以降においても大規模普通建設事業が控えている

ため、財政運営に対してなお不安が残る結果となっており、このような財政の硬直化の中で、長期にわたって質の高い住民サービスを提供し続けるためには、予算の重点化だけではなく、優先すべき政策を厳しく選別するトリアージの覚悟も求められます。

特に財源調達の手段の一つである歳入の町債は、当初予算編成方針に基づき、公債費負担及び実質公債費比率上昇抑制の観点から歳出予算総額の10パーセント以内で対応しているものの、その不足分は基金の取り崩しでしか賄えない状況となっています。

その上、令和5年12月議会による質疑、答弁のとおり、旧合併特例事業債が活用上限額に達したため、単年度の普通建設事業のさらなる抑制や以後の建設事業計画は、各種経費と同様に見直しの対象であります。

これらのこともあり、令和7年度においては、町職員が毎年度実施するサマーレビュー、予算編成プロセスにおける事業計画協議を年度当初より前倒して実施し、事業効果を丁寧に精査しながら、新規施策の導入となるビルドだけではなく、投資効果の小さい、もしくは優先順位の低い事業のスクラップにより、スクラップ・アンド・ビルドを正しく実行することで、財政任せの予算編成からの脱却を確実に図りたいと考えています。

この難局を乗り越えていくためには、限りある財源を有効活用し、積極的な事業の展開や施策の充実を図ることと、慎重な財政運営を行うことの両方のバランス感覚が必要不可欠であり、実効性の高い政策は継承しながらも、聖域を設けず財政改革を進めていく必要があります。

私たちは、引き続き、将来世代へ課題や負担を残さないためにも、地方自治法にある住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、既存事業の効果検証と整理を行い、知恵を絞り、新たな施策の充実を図ってまいります。

また、地域の実情や民意と大きく乖離することのないよう、組織を挙げて地域に入り政策体系を整えてまいります。

最後になりましたが、黒潮町のさらなる発展に向け、議員の皆さまをはじめ、住民の皆さまのより一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます、私の令和7年度の施政方針とさせていただきます。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番濱村美香君、2番山本牧夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月18日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第69号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第105号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

なお、本日の議事につきましては提案理由の説明のみとし、質疑については、3月10日に行うものと致します。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、令和7年3月第13回黒潮町議会定例会へ提案致します議案について、ご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第69号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第105号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についてまでの37議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が3件、一部改正が9件、廃止が1件、補正予算の専決処分が1件、補正予算が9件、令和7年度当初予算が12件、町道路線の変更が1件、指定管理者の指定が1件の、合計37議案となっております。

まず、議案第69号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、黒潮町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例及び黒潮町個人情報保護法施行条例の4つの条例を一括して改正するため制定するものでございます。

次に、議案第70号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和6年8月8日付けの人事院勧告の趣旨に沿った国家公務員の給与改正に準拠し、一般職の職員の給料月額、各種手当の額等を改正するため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第71号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員において人事院規則等の改正が行われ、これら法改正及び国家公務員に準拠するため、条例の一部を改正をするものでございます。

次に、議案第72号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の同法の引用条項について改正が生じるため、条例の一部を改正をするものでございます。

次に、議案第73号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同法の引用条項について改正が生じるため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第74号、黒潮町長等の給料の特例に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、特別職の給料を減額するもので、町長が、給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じて得た額を、令和7年4月1日から1年の間、副町長ならびに教育長が、給料月額から当該給料月額の100分の5に相当する額を減じて得た額を、令和7年4月1

日から1年の間とする特例を定めるものでございます。

次に、議案第75号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和6年6月19日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴う各種施設の基準改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、同法の引用条項について改正が生じるため、条例の一部を改正をするものでございます。

次に、議案第76号、黒潮町介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び黒潮町介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費支給の対象となる利用者負担金の支払いが困難と認めるものに、その費用を貸し付けることにより被保険者の福祉の増進と生活の安定に資することを目的としたものですが、医療保険のように高額な金額となることがなく、また、自己負担限度額を超えた金額が高額介護サービス費として給付されることなどから、これまで利用実績がなく、今後も利用が見込まれないこと等から、条例の廃止を行うものでございます。

次に、議案第77号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、昨年12月に完成した小黒ノ川地区の集会所を、町立の集会所として追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第78号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたことに伴い、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例におきましても資格要件等を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第79号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例及び黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和6年6月19日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴う各種施設の基準改正により、食品衛生法施行規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準が改正されたため、同法の引用条項について改正が生じるため、条例の一部を改正をするものでございます。

次に、議案第80号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国においてはデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにより、シー・ディー・ロムといった具体の媒体名を定めるものについて、所要の改正が行われており、この条例の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても改正が行われております。このため、国の基準に合うように条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第81号、黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明させてい

たきます。

この条例の制定につきましては、黒潮町教育振興交流支援施設を整備するに当たり、施設の管理運営について必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第 82 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）を説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分につきましては、令和 6 年度黒潮町住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給に係る補正となっており、対象世帯への支給を早期に実施するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 83 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1 億 7,832 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 117 億 1,873 万 8,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、1 款議会費では、実績見込みによる人件費の調整等により、7 万円の減額。

2 款総務費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、積立基金の積立金の充当調整などによる決算見込みの調整や、各事業の実績見込みによるもの等により、8,794 万 8,000 円の増額。

3 款民生費では、実績見込みによる人件費の調整や特別会計への繰出金のほか、物価高騰対策給付金の減額など各事業の決算見込みにより、1 億 442 万円の減額。

4 款衛生費では、実績見込みによる人件費の調整や特別会計への繰出金のほか、予防接種委託の減額など各事業の決算見込みにより、5,926 万 7,000 円の減額。

6 款農林水産業費では、実績見込みによる人件費の調整の他、新規就農者育成総合対策事業の補助金など各種事業の精算により、4,658 万 6,000 円の減額。

7 款商工費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、黒潮町食品加工継続支援事業費補助金の減など各事業の精算により、263 万 3,000 円の減額。

8 款土木費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、町営住宅等整備工事など事業実績による減額などにより、3,462 万 8,000 円の減額。

9 款消防費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、各事業の精算により、257 万 3,000 円の減額。

10 款教育費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、上川口小学校及び南郷小学校のトイレ改修の追加など、各事業の精算により、261 万 1,000 円の増額。

11 款災害復旧費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、農地災害復旧費や公共災害復旧費等の事業実績見込みによる精算により、811 万円の減額。

12 款公債費では、借り入れ利率の確定における不用額の調整により、1,060 万円の減額。

これらの歳出に対する歳入は、分担金及び国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより増減の補正を行い、財政調整基金において、収支の調整を行っております。

また、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきましては、新規 20 件を記載しております。12 月議会に議決をいただきました事業及び今回報告致します一般会計専決予算での繰越明許 1 件を含め、全体では 24 件、総額 13 億 8,056 万 8,000 円を見込んでおります。

次に、議案第 84 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 99 万円を減額し、歳入歳出総額を 1,967

万4,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、新規利用希望者が少なかったことに伴い、貸付金の減額をするものでございます。次に、議案第85号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ7,262万4,000円を減額し、歳入歳出総額を14億7,976万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込み額による人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第86号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ5億8,728万1,000円を減額し、歳入歳出総額を16億5,823万8,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費等の減額及び保険給付費の減額によるものでございます。

次に、議案第87号、令和6年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ237万円を減額し、歳入歳出総額を2億5,354万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費等の減額及びその減額に伴う一般会計繰入金等の減額によるものでございます。

次に、議案第88号、令和6年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ2万8,000円を減額し、歳入歳出総額を6,677万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費等の減額によるものでございます。

次に、議案第89号、令和6年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ1億3,250万4,000円を減額し、歳入歳出総額を17億9,548万5,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第90号、令和6年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ304万3,000円を減額し、歳入歳出総額を1,798万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第91号、令和6年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、第3条収益的収入及び支出では、第1款上水道事業費用の予算額を650万円増額し、合計を3億17万7,000円とするものでございます。

この増額は、消費税を支払うためのものでございます。

次に、議案第92号、令和7年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

この提案致します一般会計予算につきましては、以後、概略を説明致しますが、昨年度比較で7億7,000万円、7.1パーセントの増となっております。

厳しい財政状況であることをお伝えした中ではありますが、財政需要圧力は高く予算総額の高止まりとなっております。引き続き聖域を設けず、不断の見直しを行いながら強力に行財政改革を進めていく必要があります。

特に今回の予算編成においては、予算のスリム化を図るため、人員削減による人件費の抑制、計画延長や規

模縮小等、事業計画の見直し国や県支出金など、特定財源を除く一般財源に充当するための繰入金、町債の整理など、さまざまな角度から管理職及び財政部局が中心となり予算編成作業を行いました。結果として基金取り崩しによる繰入金に頼る予算構造が続いています。

加えて、町債の発行による実質公債費比率の上昇は回避の見込みが薄く、将来に不安を残さざるを得ない状況にあります。

これらの財政状況を踏まえ、令和7年度の予算編成に当たっては、基本方針及び黒潮町総合戦略に基づき、住民ニーズにきめ細かく対応するものとなっておりますが、引き続き、さまざまな行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、国、県、関係団体との連携から、積極的な事業の展開、施策を図ってまいります。

それでは、収支の状況の概略をご説明致します。

令和7年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ116億4,000万円となっております。

歳入の自主財源は、町税8億1,098万2,000円、繰入金6億9,144万2,000円など、31億5,541万7,000円を見込み、依存財源は、地方交付税42億8,000万円、国庫支出金18億7,934万4,000円、県支出金8億3,053万9,000円など、84億8,458万3,000円を見込んでおります。

また、各種交付金等は令和7年度税制改正などを踏まえて計算し、寄附金は、ふるさと納税を前年度同額の10億円と見込んでおります。

町債は10億8,920万円で、そのうち過疎対策事業債は7億6,760万円、辺地対策事業債は2,940万円となっており、そのほか、公営住宅建設事業債2億2,060万2,000円等を計画しています。

町債の活用は公債費負担及び実質公債費比率の上昇抑制の観点から、歳出予算総額の10パーセント以内として予算を計上させていただきました。

繰入金は総額で6億9,144万2,000円となっており、財源不足を補うための財政調整基金から3億279万円、公債費充当のための減債基金から2億円のほか、基金の目的による各種事業に充当するため、施設等整備基金等の繰入を予定しています。

歳出では、義務的経費が人件費18億2,062万6,000円、扶助費6億6,463万2,000円、公債費13億4,790万円など、38億3,315万8,000円を計画し、投資的経費は、普通建設事業費18億6,777万9,000円など、18億9,370万8,000円を計上致しております。

また、令和7年度末の一般会計に属する地方債現在高は98億2,193万3,000円の見込みとなっており、普通会計に属する地方債現在高は98億2,406万3,000円の見込みとなっております。

次に、議案第93号、令和7年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,088万6,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして272万1,000円、率にして20パーセントの減額となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第94号、令和7年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ14億7,713万円とするものでございます。

前年度比では、金額にして1,734万3,000円、率にして1.2パーセントの増額となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第95号、令和7年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ16億8,126万5,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして5億2,244万4,000円、率にして23.7パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、保険給付費の減額によるものとなっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 96 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 6,692 万 5,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 1,101 万 2,000 円、率にして 4.3 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、歳入の後期高齢者医療保険料の増額による財源確保の見込みは一定あるものですが、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 97 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 7,455 万 7,000 円とするものでございます。

前年比では、金額にして 1,076 万 6,000 円、率にして 16.9 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、人件費及び代診医師に係る委託料等が増額になったことによるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 98 号、令和 7 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 215 万 3,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 7 万 4,000 円、率にして、3.3 パーセントの減額となっております。

減額の要因と致しましては、債務者の弁済が進んだことによるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 99 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 18 億 2,841 万 3,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 1,789 万 8,000 円、率にして 1.0 パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、保険給付費の減によるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 100 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,784 万 6,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 267 万円、率にして 13.0 パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、人件費の減によるものでございます。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 101 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1 億 1,615 万 1,000 円とするものでございます。

前年度比では金額にして 146 万 6,000 円、率にして 1.3 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、放送サービスに係る委託料の増加や、愛媛朝日テレビの受信設備の更新に伴うものでございます。

そのほかの内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 102 号、令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第 3 条予算で、収入、支出の総額をそれぞれ 5,009 万 5,000 円とするものでございます。

資本的収入及び支出である第4条予算は、施設の整備、改良として将来の事業運営を行うための投資的予算でございますが、令和7年度の新たな設備投資は予定をしておらず、支出としまして、企業債元金償還金2,713万円を計上しています。

次に、議案第103号、令和7年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第3条予算で、収入の総額を2億7,120万1,000円に、支出の総額を2億9,761万円とするものでございます。

3条予算におきましては、水道事業収益2億7,120万1,000円に対し、水道事業費用が2億9,761万円となり、2,640万9,000円のマイナスとなっております。

要因と致しましては、給水栓数の減少により水道使用料の収入においては減少が続いており、費用においては、電気料や労務費、資材等の高騰により費用が増加していることが挙げられます。

マイナス分につきましては、繰越利益剰余金で補てんすることとしております。

資本的収入及び支出である第4条予算では、施設の整備、改良として、ろ過施設の建築工事、機器工事を繰越で行うとともに、配水管布設替及び耐震化工事等を行うことと致しております。

次に、議案第104号、町道路線の変更について説明させていただきます。

この町道路線の変更は、町道西谷（にしたに）線につきまして、現在町道改良を進める中で高規格道路の側道に接続するよう計画しており、終点を現在の有井川字西谷（にしたに）から字天上森谷（てんじょうもりだに）へ、約100メートル延伸整備するものでございます。

この町道路線の変更につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第105号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設に係る指定管理者の指定につきまして、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条により、高知県幡多郡黒潮町入野873番地2、特定非営利活動法人NPO 童夢（どうむ）、代表理事、藤田一成（ふじたかずなり）を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課室長に補足説明をさせますので、適切なご決定をよろしくお願い致します。

なお、議会最終日に令和6年度黒潮町一般会計補正予算についての議案を1件、農業委員会の委員の任命についての議案を14件、教育委員会の委員の任命についての議案を1件、追加させていただく予定となっておりますので、併せてよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方からは、議案第69号から議案第73号までの条例改正等に伴う5つの議案の補足説明を行います。

まず初めに、議案第69号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、黒潮町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例、及び黒潮町個人情報保護法

施行条例の4つの条例を一括して改正するための条例改正案となっております。

議案書は3ページ、条例案は4ページから、また、新旧対照表は参考資料の1ページから5ページにそれぞれ記載しておりますので、参照をお願いします。

参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条による改正では、黒潮町職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例を一部改正するもので、失職の例外の規定において、第5条中、現行の禁錮以上から改正後の拘禁刑以上に改めるものです。

2ページをお開きください。

第2条による改正は、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例を一部改正するもので、第1条改正同様に、期末勤勉手当の規定において、第22条の2第3号及び第4号、ならびに第22条の3第1項第1号及び、次の3ページの第5項第1号中、現行の禁錮以上を拘禁刑以上にそれぞれ改めるものです。

4ページをお開きください。

第3条による改正は、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例を同様の趣旨で一部改正するもので、欠格事項の規定において、第5条第1号中、禁錮以上を拘禁刑以上に改めるものです。

5ページをお願いします。

第4条による改正は、黒潮町個人情報保護法施行条例を同様の趣旨で一部改正するもので、附則の経過措置の規定において、第3条第4項及び第5項中、現行の懲役を拘禁刑にそれぞれ改めるものとなります。

議案書第4ページにお戻りください。

附則において、施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日、令和7年6月1日からの施行となります。

また、附則第2項から第5項の規定において、この条例の施行前、または施行後に行った行為に対する罰則等の適用について包括的な読み替え、取り扱いを定めたものとなります。

以上、議案第69号の補足説明を終わります。

次に、議案第70号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、令和6年8月8日付の人事院勧告の趣旨に沿った国家公務員の給与改正に準拠し、一般職の職員の給料月額、各諸手当の額等を改正するため、所要の改正を行うものとなります。

議案書は6ページ、条例案は7ページから、また、新旧対照表は参考資料の6ページから21ページに、それぞれ記載しておりますので、ご参照をお願いします。

参考資料の新旧対照表の6ページをお開きください。

主に改正となった要点を抜粋して、改正内容を説明させていただきます。

第1条による改正は、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、第10条第2項で、第1号に規定している配偶者に係る扶養手当を廃止し、以後の号を繰り上げる改正となります。

次の第10条第3項は、扶養する子に係る扶養手当の月額を1人につき現行1万円から1万3,000円に改正するものです。

次の7ページ、同条第4号及び第5号は、法改正に合わせた用語の調整と扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定める改正となります。

次に、扶養手当の手続き等を定めた現行第11条の規定は削除とし、支給に関し必要な事項は、規則で定めるものとなります。

8ページ下段から次の9ページ上段にかけては、住居手当の改正で、第10条の扶養手当の規定から、配偶者

の定義規定が削られたことによる所要の規定の整備を行うものです。

9 ページ下段からの第 13 条第 2 項は、通勤手当の上限額を引き上げるための改正で、1 カ月当たりの運賃等相当額等の上限規定を削る改正となります。

10 ページ下段から 11 ページにかけて、第 13 条第 3 項及び第 4 項は、給与法の改正に合わせ、新幹線鉄道等の特別急行列車や高速自動車国道等の利用に係る特別料金等についても、通勤事情に合わせて適正に支給できるよう規定を整備しているものです。

また、第 5 項は、通勤手当の上限額を 15 万円とする旨の規定を追加しています。

次の、12 ページ中段からの第 13 条の 2 第 3 項は、単身赴任手当の改正で、新規採用された職員で単身赴任手当の支給要件を満たすこととなった者に対し、単身赴任手当を支給するための改正となります。

13 ページをお願いします。

第 21 条の 2 は、管理職の特別勤務手当の改正で、週休日等以外の日に災害への対処その他臨時または緊急の必要により勤務した管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する支給対象時間を午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間とするよう改正するものです。

14 ページをお願いします。

次の、第 26 条第 2 項は、定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する諸手当の見直しを行うもので、定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給する改正となります。

同ページから 20 ページにかけては、行政職給料表、別表第 1 の改正で、号給の切替表、附則別表に定める号給に切り替える改正です。

給料表が改正となり、3 級以上につき初号給付近の号給をカットし、給与月額を引き上げを行っているものがございます。

21 ページをお開きください。

第 2 条による改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正で、附則に関する黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、附則第 4 条第 7 項で、定年前再任用短時間勤務職員と同様、暫定再任用職員に対して住居手当を支給する改正となります。

議案書 12 ページにお戻りください。

附則第 1 項において、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。

次の、附則第 2 項は、給料表、別表 1 の改定による号給の切替えについて規定し、切り替え日令和 7 年 4 月 1 日前における号給に対応する新号給を附則別表に規定しています。

次の、附則第 3 項は、給料表、別表の改定による切替前の異動の号給の調整について規定しています。

次の、附則第 4 項は、扶養手当に関する経過措置として、改正前第 10 条の扶養手当を段階的に額を改定するものとして、配偶者の扶養手当を現行 6,500 円について、令和 7 年度は額を 3,000 円とし、令和 8 年度から廃止とするものです。また、扶養する子は、現行 1 万円から、令和 7 年度は額を 1 万 1,500 円に引き上げ、令和 8 年度から改定の 1 万 3,000 円とするものです。

附則第 5 項は、通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置についての規定で、附則第 6 項は、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めるものとしております。

以上、議案第 70 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、男女とも仕事と育児、介護を両立できるよう、柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を

行うため、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、国家公務員においても人事院規則等の改正が行われ、これら法改正及び国家公務員に準拠するため所要の改正を行うものです。

議案書は17ページ、条例案は18ページ、また、新旧対照表は参考資料の21ページから24ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

参考資料、新旧対照表の22ページをお願いします。

第9条の3第2項は、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限についての改正で、職員が請求した場合に、時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を、3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するための改正となります。

次の、同条第4項の改正は、第2項の改正による用語の調整となります。

次の23ページをお願いします。

第17条の改正は、次の第19条の2の規定を追加することに伴う、配偶者等の定義を規定するため所要の整備となります。

同ページ下段から24ページにかけて、第19条の2、第19条の3は、介護離職防止のための、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化のための規定を追加するものとなっております。

第19条の2では、職員の仕事と介護の両立を支援するため、第1項で、職員が配偶者等の介護に直面した旨を申し出た場合の、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認をすること。次の第2項で、前項の情報を40歳到達年度において提供することを、それぞれ任命権者に義務付けるものです。

次の第19条の3は、仕事と介護の両立支援制度等の円滑実施のため勤務環境の整備に関し任命権者が講ずるべき措置の規定となっております。

第1号で、当該制度等に係る研修の実施、次の第2号で、当該制度等に関する相談体制の整備、次の第3号で、その他該当制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について、それぞれ任命権者に義務付けるものです。

議案書18ページにお戻りください。

附則において、この条例は令和7年4月1日からの施行となります。

ただし、附則第2項に規定する経過措置については公布の日から施行し、改正後の第9条の3第2項による請求について、適用拡大の対象となる職員、3歳から小学校就学前の子を養育する職員が、施行日前であっても事前の請求をすることができるものとなります。

以上、議案第71号の補足説明を終わります。

次に、議案第72号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、男女とも仕事と育児、介護を両立できるよう、柔軟な働き方を実現するための措置の拡大等を行うため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、同法の引用条項について改正が生じることから、所要の改正を行うものです。

議案書は19ページ、条例案は20ページ、新旧対照表は参考資料の25ページにそれぞれ記載をしております。

参考資料の25ページをお開きください。

第9条第3項に規定している非常勤職員に対する部分休業の承認要件として引用している育児・介護休業法における条項が改正されたことから、引用する条項を第61項の2第20項に改正するものとなります。

議案書20ページにお戻りください。

附則において、この条例は令和7年4月1日からの施行となります。

以上、議案第72号の補足説明を終わります。

次に、議案第73号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同法の引用条項について改正が生じることから、所要の改正を行うものです。

議案書は21ページ、条例案は22ページからあります。

参考資料の26ページをお開きください。

第1条の改正は、この条例の趣旨について、法改正による引用する条項を追加規定するものです。

次の第2条は、この条例の定義について、法改正による条ずれ、または追加となった条項を引用するための改正となります。

同条第1項第2号は、特定個人情報の定義として法第2条第9項に改め、第3号は、個人番号利用事務実施者の定義として法第2条第13項に改め、第4号は、情報提供ネットワークシステムの定義として法第2条第15項に改めるものとなります。

次の第4号は、特定個人番号利用事務の定義として法第19条第8号を引用するものとして追加規定し、同様に、次の第5号も利用特定個人情報の定義として追加するものです。

次の、27ページをお願いします。

第4条各項の改正は、先の第2条第1項第4号及び第5号で改正し、定義の用語を追加規定したことによる、用語の調整を図るための改正となります。

議案書22ページにお戻りください。

附則において、この条例は公布の日からの施行となります。

ただし、第2条第2号から第4号までの改正規定は、令和7年4月1日からの施行となります。

以上、議案第73号の補足説明を終わります。先の議案第69号、第70号、第71号、第72号と併せ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第74号、黒潮町長等の給料の特例に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は23ページに、条例案は24ページでございます。

先ほど町長からの提案説明と同じになりますが、ご了承いただきたいと思います。

この条例の制定につきましては、厳しい財政状況を踏まえまして特別職の給料を減額するもので、町長が、給料月額から当該給料月額の100分の10に相当する額を減じて得た額を、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年の間、副町長ならびに教育長が、給料月額から当該給料月額の100分の5に相当する額を減じて得た額を、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年の間とする特例を定めるものでございます。

以上で議案第74号の補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

ただいま、補足説明中ですが、この際、10時40分まで休憩を致します。

休 憩 10時 25分

再 開 10時 40分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を続けます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第75号、76号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第75号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は25ページ、条例案は26ページ、新旧対照表は参考資料の28ページにそれぞれ記載していますので、ご参照をお願い致します。

令和6年6月19日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴う各種施設の基準改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、国の省令改正に従い、町条例の改正が必要となりましたので、本議会に上程させていただいたものです。

それでは、改正の条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。資料の28ページをお開きください。

第180条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数等について定めております。

第13項において、栄養士の配置を求めている部分について管理栄養士を追加し、栄養士を栄養士もしくは管理栄養士と改めるものです。

議案書26ページにお戻りください。

附則におきまして本条例の施行期日を定めており、令和7年4月1日から施行とするものです。

以上で、議案第75号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第76号、黒潮町介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び黒潮町介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は27ページ、条例案は28ページにそれぞれを記載しておりますので、ご参照をお願い致します。

本条例は平成19年4月1日から施行した条例で、黒潮町介護保険の被保険者で、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費支給の対象となる利用者負担金の支払いが困難と認めるものに、その費用を貸し付けることにより被保険者の福祉の増進と生活の安定に資することを目的としたものです。

しかしながら、介護保険制度では、要介護度ごとに1カ月の介護保険サービスの支給限度額が定められており、医療保険のように飛び抜けて高額な金額となることがなく、利用月の3カ月後には自己負担限度額を超えた金額が高額介護サービス費として給付されることなどから、これまで利用実績がありませんでしたので、廃止とするものです。

この条例の施行期日は、令和7年4月1日としています。

以上で、議案第76号の補足説明を終わります。議案第75号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第77号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は29ページ、条例案は30ページ、また、新旧対照表は参考資料の29ページ

にそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

本件につきましては、国道56号の視距改良工事との調整により、昨年度からの繰り越しにより建築工事を行ってまいりました小黒ノ川集会所が昨年12月に完成しましたので、町立の集会所として追加するための条例の一部を改正するものでございます。

建物の名称は小黒ノ川集会所、所在は黒潮町小黒ノ川394番地4、構造は木造平屋延べ床面積28.8平方メートル、事業費941万6,000円で建設された建物でございます。

それでは、改正の条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。参考資料の29ページをお開きください。

第2条では、集会所の名称及び位置について定めております。

表には灘集会所から佐賀橋川集会所まで28カ所の集会所を定めております。今回、最下段の29番目に小黒ノ川集会所を加えるものでございます。

議案書30ページにお戻りください。

附則におきまして、本条例の施行日は、公布の日から施行とするものです。

以上で、議案第77号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは私の方からは、議案第78号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は31ページ、改正案は32ページ、参考資料は30ページからになります。

改正の理由と致しましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正されたことに伴い、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例におきましても資格要件を改正するものです。

また、水道法施行令第5条第2項及び第7条第2項、ならびに水道法施行規則第9条第2項及び第14条各号に規定されている資格要件の特例、読替規定について、これまで簡易水道事業の用に供する水道について読み替えを行ってまいりましたが、給水人口が5万人以下である水道事業、1日最大給水量が2万5,000立方メートル以下である水道用水供給事業も読替の対象となり、対象となる水道の範囲が拡大されました。これにより、黒潮町におきましては全てが読み替えるものとなっており、読み替えたもので改正を行っております。

それでは、改正箇所につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の30ページからとなります。お開きください。

下線部分が改正箇所となります。

まず、資格要件の特例の拡大により改正が必要となったものについて説明させていただきます。

32ページをお開きください。

第3条第2項でございます。

条の頭でございます、簡易水道事業の用に供する水道事業についてはの部分でございますが、先ほども申しましたが、特例の範囲拡大によりこのほかに給水人口が5万人以下である水道事業、1日最大給水量が2万5,000立方メートル以下である水道用水供給事業も読替の対象となりました。これにより黒潮町では読替後の水道事業のみとなりますので、第2項は削除し、第3条各号の実務経験年数等を読み替え、条例に反映し改正案としております。

また、35 ページの第4条第2項につきましても、同じく特例の範囲拡大により第2項を削除し、第4条各号の実務経験年数等を読み替え、条例に反映し改正案としております。

次に、資格要件の改正に伴う改正についてです。

30 ページをお開きください。

第3条では、布設工事監督者の資格を定めております。有すべき資格として、第1号から第8号まで定められておりましたが、改正後は第1号から第11号に定めております。

まず、第1号ですが、現行の学校教育法による大学の土木工学科、もしくはこれに相当する課程において、衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後の下線部分が削除され、改正後は学校教育法による大学に改正するものです。

次に、第2号では、大学の土木工学科またはこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を大学または旧大学令による大学において機械工学科もしくは電気工学科、またはこれらに相当する課程に改正するものです。

次に、第3号では、専門学校の後に（次号において短期大学等という。）と、修了した後の後に次号において同じを追加するものです。

31 ページ、第4号では、資格要件を追加し、以降号ずれを反映させております。

続きまして、第5号では、中等学校の後に（次号において高等学校等という。）を追加するものです。

続きまして、第6号ですが、第6号でも資格要件を追加し、以降号ずれを反映させております。

次に第9号では、第4号と第6号が追加されたことにより、第1号から第4号に規定するものを第1号から第6号に規定するに改正するものです。

32 ページにいきまして、第10号ですが、こちらは主に資格要件の特例による読替の反映となっております。

第11号では、資格要件を追加するものでございます。

次に、第4条、水道技術管理者の資格についての改正でございます。

33 ページをお開きください。

第4条につきましても、資格要件を改正するものです。

第1号では、前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事管理者たる資格を有する者を前条第1項第1号、第3号または第5号に規定する学校において、土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に改正するものです。

次に、第2号については、土木工学以外の工学を工学に改正。また、第3条の号ずれに伴う改正と学科目を課程に改正しております。

以下、第4号第5号におきましても、第3条の号ずれに伴う改正と学科目を課程に改正しております。

次に、第7号、第8号についてですが、こちらはそれぞれ号を追加するものです。

議案書の33 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めておまして、令和7年4月1日からの施行としております。

以上で、議案第78号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第79号、80号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第79号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例及び黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は34ページ、条例案は35ページ、新旧対照表は参考資料の36、37ページにそれぞれ記載していますので、ご参照をお願いします。

令和6年6月19日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴う各種施設の基準改正に伴い、食品衛生法施行規則及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準が改正されたため、これらの引用条項について改正が生じるため町条例の改正が必要となりましたので、本議会に上程させていただいたものです。

それでは、改正の条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。参考資料の36ページをお開きください。

第1条による改正は、黒潮町学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例です。

第3条につきましては、学校給食センターに置くべき職員について定めております。

第2号において、栄養士の次に、もしくは管理栄養士を加えるものです。

第4条につきましては、学校給食センター職員の職務について定めております。

第2項において、栄養士の次に、もしくは管理栄養士を加えるものです。

次の37ページをお願いします。

第2条による改正は、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

第17条につきましては、食事の提供の特例について定めております。

第1項第2号において、2カ所の栄養士の次に、または管理栄養士を加えるものです。

議案書35ページにお戻りください。

附則におきまして、本条例の施行期日を定めており、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第79号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第80号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は36ページ、条例案は37ページ、新旧対照表は参考資料の38ページにそれぞれ記載しておりますので、ご参照をお願いします。

この条例の改正につきましては、国においてはデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにより、シー・ディー・ロムといった具体の媒体名を定めるものについて所要の改正が行われており、この条例の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準についても改正が行われております。このため、国の基準に合うように条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。参考資料の38ページをお開きください。

第54条につきましては、電磁的記録等について定めております。

第2項第2号において、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる方法により一定の事項

を確実に記録しておくことができる物を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）と改めるものです。

議案書 37 ページにお戻りください。

附則におきまして、本条例の施行日は、公布の日から施行とするものです。

以上で、議案第 80 号の補足説明を終わります。議案第 79 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは、議案第 81 号、黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、補足説明を致します。議案書は 38 ページ、条例案は 39 ページからとなっております。

本施設につきましては、町内唯一の高校である大方高校の魅力ある学校づくりの支援の一環として整備するものであります。

本条例は、施設の管理運営について必要な事項を定めるものでございます。

条例案の説明を致しますので、39 ページをご覧ください。

まず、第 1 条では、本条例の趣旨についてでございます。地方自治法により、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されております。

次に、第 2 条は設置についての規定で、その目的を地域を担う多様な人材の確保及び大方高校の魅力を高め、地域の活性化を図ることとしております。

第 3 条では、名称及び位置を定めております。黒潮町教育振興交流支援施設、黒潮町入野 5474 番地 2 でございます。

第 4 条では、施設の管理運営は町長が行うこと、また、指定管理者に行わせることができるとを定めております。

第 5 条は、施設の構成についてです。1 階の共用階、2 階及び 3 階の居住階をもって構成されています。

第 6 条では、入居の資格として、第 1 項第 1 号において大方高校に在学している者または入学が決定している者。第 2 号で、町外から転入して町に居住し、就業しようとする者及びその家族。第 3 号で、その他町長が必要と認める者としており、第 2 項については入居できない者を規定しております。

第 7 条では、入居者は公募により決定することを原則としており、第 8 条で、入居の申し込み及び決定についての手順を定めております。

第 9 条は、入居者の選考についての規程でございます。第 1 項は、生徒の入居者数の限度について定めており、第 2 項では、生徒以外の入居については、入居区画に生徒の利用がない場合に決定することとしております。また、第 3 項では、入居申し込み者が入居できる人数を超える場合の優先順位について規定しております。

第 10 条第 1 項については、入居決定者は誓約書を提出することとしており、第 2 項から第 6 項については、入居の手続きについて定めております。

また、第 11 条では、入居者に対し、入居の決定を取り消すことができる事項を規定しております。

第 12 条は使用料についての規程でございます。居室の使用料は、生徒については 1 人当たり月額 1 万 5,000 円、生徒以外の移住者及び町長が認める者につきましては、1 室当たり月額 3 万 5,000 円としております。

第 13 条は使用料の減免規定、第 14 条については使用料の徴収方法、また、第 15 条は使用料の不還付について規定しております。

さらに第 16 条において、納入通知、督促、遅延損害金等の取り扱いは、黒潮町債権管理条例によることとしております。

第 17 条は、食事の提供及び食費の負担についての規定でございます。施設に入居した生徒に対し食事を提供すること、また、生徒はその費用として食費を負担することを規定しております。

食費については規則で定めることとしております。

第 18 条では、善良な注意をもって施設を使用しなければならないこと、また、施設を損傷または滅失したときの損害賠償義務について定めております。

第 19 条では、施設の管理ならびに入居者に対し必要な指導を行う支援施設監理員を置くこととしております。この方に夜間から早朝にかけての施設管理や生徒指導など、いわゆる舎監の役割をしていただきます。

次に、第 20 条から第 22 条にかけまして禁止事項を定めております。第 20 条では、迷惑行為等の禁止、第 21 条では、入居権の転貸の禁止、第 22 条では、居室の模様替えをしてはいけないこととしております。

第 23 条については、入居者は居室を明け渡す際、検査を受けなければならないこと、また、第 24 条において明け渡しに係る取り扱いについて規定しております。

第 25 条は立ち入り検査についての規定でございます。管理上必要な場合は、支援施設監理員等に居室の検査、または入居者に対し、適切な指示をさせることができるとしてあります。

第 26 条から第 30 条までは、支援施設の管理運営を指定管理者に行わせる場合の手続き等に関すること、また、第 31 条はその際の読み替え規定でございます。

最後に、第 32 条は委任規定で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしています。

附則と致しまして、第 1 項において、この条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日からとしています。

また、第 2 項から第 6 項にかけて入居に関する準備行為を、第 7 項において指定管理者に関する準備行為を規定しております。

こちらにつきましては、条例の施行日までに入居の申し込みや入居者の決定など、事前に行わなければならない業務があることから定めておく必要があるものでございます。

以上で、議案第 81 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 82 号と議案第 83 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 82 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）の補足説明を致します。議案書は 45 ページとなります。

白色の一般会計予算書専決第 3 号をご覧ください。

予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第 3 号は、第 1 条により、既決の予算に、歳入歳出それぞれ 6,891 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 118 億 9,706 万 6,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の補正を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。14 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費 6,891 万 3,000 円の追加は、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち、賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分をおおむねカバーできる水準として、住民税非課税世帯臨時特別給付金を支給するものでございます。

支給内容と致しましては、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、当該支給対象者の世帯員である18歳以下の子ども1人当たり2万円となっております。

1節報酬から12節委託料までの経費につきましては、会計年度任用職員等に対する経費及びシステム導入経費など、事務費を計上しております。

19節扶助費の令和6年度黒潮町住民税非課税世帯臨時特別給付金6,502万円につきましては、給付対象と致しまして住民税非課税世帯2,050世帯、こども加算176人を想定しております。

歳出の説明は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,891万3,000円の追加は、歳出の給付金及び事務経費の全てを賄うものとなっております。

歳入の説明は、以上となります。

次に、9ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費の物価高騰対策給付金事業を1件追加しておりまして、転入等、住民税不明世帯や基準日以降に対象となった子どもなどの対象者が次年度以降にも見込まれるため、住民税非課税世帯170世帯、こども加算28人の給付金と、それに伴う事務費の合計656万8,000円を提案しております。

以上で、議案第82号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第83号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は47ページとなります。白色の一般会計予算書補正第7号をご覧ください。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算第7号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ1億7,832万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ117億1,873万8,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正を行い、第3条では、地方債の補正により、限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申し上げますと、それぞれの事業の入札減などや、決算見込みによる減額補正が主なものではございますが、国の補正予算に伴う補正も行っております。

また、人件費につきましても、それぞれの目におきまして、決算見込みでの調整を行っております。

詳細につきましては、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。25ページをお開きください。

主だった事業について説明をさせていただきます。

1款議会費につきましては、7万円を減額するもので、職員の人件費に係る決算見込みの調整によるものとなっております。

次に、2款総務費につきましては8,794万8,000円を追加するものでございます。

まず、1項総務管理費、1目一般管理費2,190万2,000円の減額につきましては、人件費の減額が主なものとなっております。

次の26ページ、2目人事管理費480万円の増額につきましては、会計年度任用職員退職手当負担金の増額となっております。

次に、3目財産管理費30万円の減額につきましては、14節工事請負費の佐賀交流センターみらい改修工事の計画変更による不用額の減額となっております。

次に、5目財政管理費2億117万3,000円の追加につきましては、24節積立金で財政調整基金、減債基金の積み立てのほか、説明欄にあるそれぞれの基金につきまして、記載のとおり増額しております。

次に、27 ページ。

6 目企画費 3,352 万円の減額の主なものにつきましては、12 節委託料の地域おこし協力隊活動業務委託 606 万 1,000 円の減、デジタル推進に係るオンライン相談窓口運営委託 264 万円の減、公共交通効率化システム導入委託 500 万円の減など、各事業の実績見込みによる減額となっております。

次に、13 節使用料及び賃借料の 213 万 6,000 円の減額は、公共交通効率化システム使用料のプロポーザルによる減額によるものでございます。

次に、14 節工事請負費の 700 万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、17 節備品購入費の 261 万 9,000 円の減額は、28 ページにございます、地域おこし協力隊活動備品 150 万 2,000 円の減、デマンドバス運航車両購入 111 万 7,000 円の減となっており、精算及び入札減による減額となっております。

同 28 ページ、18 節負担金補助及び交付金の 545 万 3,000 円の減額は、各事業の実績見込みによるものでございます。

次に、7 目ふるさと創生事業費 81 万 2,000 円の減額のものにつきましては、12 節委託料海外派遣事業委託の精算による 70 万 2,000 円の減額が、主なものでございます。

次に、11 目情報化推進費は 3,355 万 5,000 円の減額となっており、29 ページ、12 節委託料におきまして、多メディア一斉配信システム導入委託 1,156 万 7,000 円の減額は、導入を取り止めたものであり、その他の各事業につきましては、実績見込み等に伴う減額でございます。

次に、同ページ下段、12 目国土調査費 1,188 万 5,000 円の減額につきましては、30 ページの 12 節委託料、地籍調査業務委託 1,103 万 3,000 円の減額など、国の予算配分等により縮小となったことが主なものとなっております。

次に、同ページ下段、2 項徴税費、1 目税務総務費 266 万 6,000 円の減額は、決算見込みによるものであり、人件費の減額が主なものとなっております。

次に、31 ページの 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 240 万 1,000 円の増額につきましては、人件費の減額があるものの、12 節委託料の振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託 276 万 1,000 円の追加により、増額となるものでございます。

次に、同ページ下段、4 項選挙費 1,549 万 6,000 円の減額につきましては、各選挙の精算における実績等によるものでございます。

続きまして、35 ページ下段、3 款民生費は、1 億 442 万円を減額するものでございます。

36 ページ。

1 項社会福祉費の 4,644 万 3,000 円の減額につきましては、精算及び入札減による減額と、人件費及び特別会計への繰出金等の各種事業の決算見込みとなっており、12 節委託料の 563 万円の減額、37 ページ、17 節備品購入費の公用車 108 万円の減額、19 節扶助費の物価高騰対策給付金に係る 3,368 万 8,000 円の減額が、主なものとなっております。

次に、38 ページ。

2 項老人福祉費の 4,122 万 9,000 円の減額につきましては、精算及び特別会計への繰出金等の各種事業の決算見込みとなっており、18 節負担金補助及び交付金の 135 万 5,000 円の減額、39 ページ、19 節扶助費の老人保護措置 900 万円の減額、27 節繰出金の各種事業特別会計繰出金に係る 2,916 万 3,000 円の減額が、主なものとなっております。

次に、3 項児童福祉費の 1,674 万 8,000 円の減額につきましては、人件費及び各事業の決算見込みによる減

額が主なものとなっております。

次に、40 ページ。

4 款衛生費は、5,926 万 7,000 円を減額するものでございます。

1 項保健衛生費の 41 ページ、3 目予防費、12 節委託料の予防接種委託 3,401 万 1,000 円の減額、43 ページ、2 項清掃費、3 目し尿処理費、12 節委託料の黒潮町衛生センター長寿命化工事施工監理委託 378 万 8,000 円の減額、14 節工事請負費の黒潮町衛生センター長寿命化工事 592 万 8,000 円の減額など、精算及び入札減による減額と、人件費及び特別会計への繰出金等、各種事業の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

続きまして、44 ページ。

6 款農林水産業費は、4,658 万 6,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものと致しまして、1 項農業費が 2,724 万 1,000 円の減額となっており、3 目農業振興費の 45 ページ、18 節負担金補助及び交付金の各種補助金が 3,203 万 6,000 円の減額、また、同ページ下段 4 目畜産業費は 300 万円の減額、46 ページ、5 目農地費は、12 節委託料の減額や 18 節負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金の減額があるものの、同 18 節の農村地域防災減災事業県工事負担金 1,432 万円の追加があり、895 万円の増額となっております。

それぞれ、人件費及び各事業の決算見込み、各種補助金の精算等によるものでございます。

次に、同ページ、2 項林業費 1,102 万 3,000 円の減額は、各種補助金の精算によるものが主となっております。

47 ページ。

3 項水産業費 832 万 2,000 円の減額は、各事業の決算見込み及び各種補助金の精算等によるものが主なものとなっております。

次に、48 ページ下段、7 款商工費は 263 万 3,000 円を減額するもので、人件費及び各種補助金の精算によるものが主となっております。

次に、49 ページ下段、8 款土木費は 3,462 万 8,000 円を減額するものでございます。

50 ページ。1 項土木管理費で 48 万 8,000 円の減額、2 項道路橋梁費で 375 万 2,000 円の減額、51 ページ、3 項河川費で 42 万円の減額、52 ページ、5 項都市計画費で 185 万 2,000 円の増額、6 項住宅費で 3,182 万円を減額としており、これは、人件費及び各事業の実績見込みによるものが主なものとなっております。

次に、53 ページ。

9 款消防費は、257 万 3,000 円を減額するものでございます。

減額の主な要因としましては、1 項消防費の人件費及び事業費の決算見込みによるものでございます。

次に、54 ページ。

10 款教育費は、261 万 1,000 円を増額するものでございます。

1 項教育総務費 1,130 万 6,000 円の減額は、人件費、事業費の精算及び決算見込みによるものでございます。

次に、56 ページ。

2 項小学校費 2,719 万 9,000 円の増額は、上川口小学校及び南郷小学校のトイレ改修の追加が主なものとなっており、国の補正予算に伴う国庫補助金等の財源措置を活用するため、令和 7 年度当初予算から令和 6 年度での予算措置に切り替えた事業となります。

次に、57 ページ。3 項中学校費 290 万 5,000 円の減額、58 ページ、4 項社会教育費 353 万 3,000 円の減額、59 ページ、5 項保健体育費 684 万 4,000 円の減額は、人件費、事業費の精算及び決算見込みによるものとなっております。

続きまして、60 ページ中段の 11 款災害復旧費は、811 万円を減額するものでございます。

減額の主なものとしましては、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費におきまして、12 節委託料 580 万円の減額は入札減によるものであり、3 目漁港施設災害復旧費、12 節委託料の 50 万円の減額は不用額によるものでございます。

次に、61 ページ。

2 項公共土木施設災害復旧費、1 目公共土木施設災害復旧費 181 万円の減額につきましては、不用額の調整を行っております。

次に、12 款公債費、1 項公債費、2 目利子の 1,060 万円の減額につきましては、借入利率の確定における不用額の調整によるものでございます。

歳出の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入の事項別明細書をご説明させていただきます。14 ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込み及び各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものにつきまして、説明を致します。

1 款町税は、決算見込みにより、15 万 6,000 円の増額となっております。

増額の要因は、3 項軽自動車税の現年課税分の追加によるものでございます。

次に、3 款利子割交付金から、15 ページ下段の 9 款環境性能割交付金までの各種交付金につきましては、決算見込みにより調整をしております。

次に、16 ページ。

11 款地方交付税の普通交付税 1 億 179 万 7,000 円の増額につきましては、国の補正予算に係る財政措置による追加交付分を計上しているものでございます。

次に、13 款分担金及び負担金の 33 万 5,000 円の減額につきましては、説明欄にあります各事業における決算を見込み、減額の調整をしております。

次に、15 款国庫支出金の 2,872 万 9,000 円の減額につきましては、説明欄にあります歳出の各事業に伴う調整となっております。

次に、18 ページ。

16 款県支出金 5,273 万 4,000 円の減額につきましても、歳出の各事業に伴う調整となっております。

次に、20 ページ。

17 款財産収入 1,762 万 9,000 円の増額につきましては、利息収入の決算見込みによるものでございます。

次に、同ページ下段、18 款寄附金 50 万円の増額につきましては、企業版ふるさと納税寄附金の寄附採納額を計上したものでございます。

続きまして、21 ページ。

19 款繰入金 7,969 万 3,000 円の減額につきましては、それぞれ特定目的基金繰入金の減額に対し、全体収支の調整を行った財政調整基金の増額を計上しております。

次に、22 ページ。

21 款諸収入 341 万 9,000 円の減額につきましては、説明欄に記載のとおり各種事業の調整となっております。

次に、22 款町債は、1 億 4,184 万 4,000 円の減額とするものでございます。事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をお願い致します。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、9 ページの第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

今回、新たに追加する事業での主なものを読み上げますと、4款衛生費、1項保健衛生費の浮津共同墓地造成事業1,998万7,000円、脱炭素先行地域事業6億5,321万3,000円、2項清掃費の黒潮町衛生センター長寿命化工事事業1億5,280万円、6款農林水産業費、1項農業費の土地改良事業2,499万1,000円、8款土木費、2項道路橋梁費の高規格道路整備事業3,843万5,000円、9款防災費、1項消防費の木造住宅耐震事業2,052万1,000円、10款教育費、2項小学校費の小学校トイレ改修事業3,100万円などとなっており、合計20件を追加して繰り越すこととしております。

次に、10ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額11億5,424万7,000円を、補正後は10億1,240万3,000円とするもので、その他起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの22ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第83号の補足説明を終わります。議案第82号と併せましてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第84号、令和6年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、補足説明を致します。議案書は48ページ、予算書は青色の表紙のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出ともに99万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,967万4,000円とするものです。補正の内容について説明致します。予算書の7ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目20節、貸付金を567万円を減額し、797万6,000円としました。貸付金減額の理由は、当初1,364万6,000円の貸し付けを見込んでいましたが、新規貸与希望者が少なく、減額するものです。

予算書の6ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

3款1項1目1節、貸付金戻入現年分を73万円、4款1項1目1節、基金繰入金を71万円減額し、3款1項1目2節、貸付金戻入滞納繰越分を45万円増額し、歳入歳出の額の予算調整を致しました。

以上、議案第84号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第85号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明を行います。議案書は49ページにあり、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,262万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億7,976万3,000円とするものです。

補正の主な理由につきましては、実績見込みによる人件費の調整によるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費、2節の給料2,439万円の減額につきましては、実績見込額による調整による減額となっております。

主な減額要因としましては、年度途中退職者や休職者等の給料の実績見込みによる不用額の削減によるもの

です。

3 節の職員手当 3,934 万 4,000 円の減額も同様に、実績見込みによる減額であり、一般職の期末勤勉手当や時間外手当、退職手当負担金等の削減が主な要因となっております。

4 節の共済費 889 万円の減額につきましても同様に、実績見込みによる一般職共済負担金の不用額の減額が主な要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましても、歳出と同額なる 7,262 万 4,000 円の減額となっており、各会計からの給与等振替収入の合計も同額の減額となるものです。

以上で、議案第 85 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 86 号、87 号について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 86 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 50 ページでございます。また、予算書につきましては黄色の予算書をお願いします。

予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 5 億 8,728 万 1,000 円を減額し、総額をそれぞれ 16 億 5,823 万 8,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、保険給付費の減額によるものでございます。

詳細につきまして、歳出からご説明させていただきます。予算書の 11 ページ、歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、総務管理費の 145 万円の減額につきましては、1 節、3 節、4 節、8 節の人件費に係る 226 万 5,000 円の減額調整と併せて、12 節委託料におきまして、第 3 者求償金の収納額の増額に伴い求償事務取扱手数料が増額となることから、その委託料を 81 万 5,000 円増額にて調整をした結果となっております。

下段から 12 ページにかけての保険給付費のうち、2 款 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、18 節負担金補助及び交付金におきましては、今年度の医療費を昨年度の増加率で見込んでおりましたが、見込んでいたほどには伸びませんでしたので 4 億 4,998 万円の減額をしております。

併せて、2 項 1 目、一般被保険者高額療養費、18 節負担金補助及び交付金の 1 億 3,900 万円の減額につきましても、高額療養費が昨年度ほど伸びておりませんので減額にて調整をしております。

4 款共同事業拠出金につきましては、退職者の医療費に係るものですが、事業自体が廃止となりましたので、事業費全体を減額するものです。

13 ページにかけての 5 款保健事業費、2 項 1 目、特定健康診査等事業費、17 節備品購入費の 12 万 2,000 円の減額は、当初、特定健診時にオンライン資格確認用にタブレット端末を購入する予定でしたが、既存のパソコンで対応可能ということが分かりましたので、購入予定であった金額を減額したものでございます。

8 款 1 項 5 目、保険給付費等交付金償還金の 8 万 5,000 円の増額は令和 5 年度の保険者努力支援交付金事業費分に返還が生じたので、増額しております。

また、2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 318 万 7,000 円の増額補正は、令和 6 年度の特例調整交付金、へき地診療分の申請額の増額に伴い、直営会計への繰出金を増額したものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税のうち、1 節医療給付費分現年課税分につきましては、保険税調定見込みにより 821 万 8,000 円の増額をしております。

3 款 1 項 5 目、国庫支出金のオンライン資格確認関係補助金につきましては、タブレット購入に係る補助金を予算化しておりましたが、購入しなかったため 4 万 1,000 円を減額しております。

4 款 1 項 1 目、県支出金の保険給付費等交付金では、1 節普通交付金として、歳出の 2 款で減額した 5 億 8,898 万円と同額を減額するものでございます。

また、2 節特別調整交付金の増額補正につきましては、歳出の国保直診会計繰入金と同額の 318 万 7,000 円が、国の特別調整交付金として交付されるため増額としております。

8 ページ下段から 9 ページにかけての 6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金の 30 万 5,000 円の減額は、節ごとの町負担分を精査し増減を出した結果、この目の合計が 30 万 5,000 円の減となったものでございます。

2 項 1 目、財政調整基金繰入金の 936 万円の減額につきましては、収支調整のための減額となっております。

以上で、議案第 86 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 87 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 51 ページでございます。また、予算書につきましては水色の予算書をお願いします。

予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算より歳入歳出それぞれ 237 万円を減額し、総額をそれぞれ 2 億 5,354 万 3,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、人件費等の減額に伴う一般会計繰入金等の減額、及び被保険者数の増に伴う納付金の増額でございます。

詳細につきましては、まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は、2 節、3 節、4 節の人件費の減額調整により、687 万円を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金の 450 万円の増額につきましては、徴収する保険料の増額に伴い増額にて調整したものでございます。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページ、歳入事項別明細書にお戻りください。

1 款 1 項 2 目、普通徴収保険料 450 万円につきましては、75 歳に到達する者の増加に伴い、増額にて調整するものでございます。

また、3 款 1 項 1 目、事務費繰入金の 687 万円の減額は、歳出で調整しました人件費の減額調整分について、町からの繰り入れと同額を減額して調整するものでございます。

以上で、議案第 87 号の補足説明を終わります。議案第 86 号と併せまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第 88 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 52 ページでございます。予算書につきましては、薄いピンク色の予算書をお願いします。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算につきましては、直診の拳ノ川診療所の運営に係る予算であり、歳入と歳出予算をそれぞれ2万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,677万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明させていただきます。予算書の8ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の一般管理費です。

拳ノ川診療所に勤務する一般職職員及び会計年度任用職員の3節職員手当と8節旅費は、全て実績見込みにより総額7万4,000円を減額するものです。

次に、2目連合会負担金の18節負担金補助及び交付金の4万6,000円の増額は、地域医療診療施設等勤務医師修学資金貸与事業負担金が当初の見込みから増額となったことにより追加するものであります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページをお開きください。

2款使用料及び手数料の2万6,000円の減額は、主治医意見書の発行件数が見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

次に、5款繰入金です。

まず、下段の3項1目の事業勘定繰入金をご覧ください。

主に、拳ノ川診療所の診察日数が増えたことにより県からの調整交付金が増え、国保特別会計から入る、へき地直営診療所運営費が318万7,000円増額しており、これら歳入歳出の収支の調整を図るため、上段の1項1目で一般会計から繰り入れられる一般会計繰入金を241万5,000円減額し、双方を相殺して77万2,000円を追加するものであります。

次に、7款諸収入です。

1項1目の特定健康診査受託料の14万4,000円の減額は、健診受診者数の実績見込みにより減額するものでございます。

次の2項1目の雑入63万円の減額につきましては、宿毛市と津野町から代診委託を受け澤田医師が診療に行っている派遣日数が減ったため、代診派遣委託料を減額するものでございます。

議案第88号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

ただ今、補足の説明中でございますが、この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き、補足説明を始めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第89号、議案第90号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第89号の、令和6年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は53ページ、オレンジ色の予算書をお願い致します。

予算書1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ1億3,250万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億9,548万5,000円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。11 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の1 項1 目、一般管理費につきましては、介護保険係の職員の人件費について、これまでの実績及び見込み額を調整しており、総額で298 万円の減額となっております。

12 ページにかけての2 款保険給付費につきましては、これまでの実績から見込み額の調整を行い、1 項介護サービス等諸費では1 億800 万円の減額を、また、2 項介護予防サービス等諸費では300 万円の増額を、6 項特定入所者介護サービス等費では2,000 万円の減額を行い、総額で1 億2,500 万円の減額を行っております。

13 ページの3 款地域支援事業費につきましても、これまでの各事業の実績から見込み額の調整を行っております。

1 項1 目、介護予防・生活支援サービス事業費では、18 節負担金補助及び交付金におきまして、事業所からの実績及び実績見込みにより140 万円の減額をしております。

また、1 項2 目、介護予防・生活支援サービス事業費（第1 号介護予防支援事業費）の1 節報酬、3 節職員手当、8 節旅費では、職員の途中退職のため、今回の補正予算でそれぞれ54 万円、56 万5,000 円、6 万円の減額を行っております。

また、12 節委託料につきましては、実績に基づき12 万円の減額を行うものです。

14 ページをお願いします。

3 項包括的支援事業・任意事業費では、4 目、5 目、7 目、8 目において、それぞれの事業の実績から見込み額の調整を行い、全体で100 万6,000 円の減額を行うものです。

続きまして、15 ページをお願い致します。

6 款緒支出金では、2 項1 目、他会計繰入金につきましては、一般会計で実施しています重層的支援体制整備事業の中の生活支援体制整備事業の実績見込みの減により、83 万3,000 円の減額となっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8 ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳入見込み額の調整により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源の調整を行っております。

3 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金において2,010 万円の減額を行い、2 項国庫補助金では、1 目の調整交付金で2 万3,000 円の減額を、2 目の地域支援事業交付金のうち介護予防・日常生活支援総合事業では65 万円の減額、3 目の総合事業以外につきましても38 万8,000 円の減額を行ったことで、3 款全体では2,116 万1,000 円の減額調整となっております。

以下同様に、4 款支払基金交付金は3,462 万9,000 円の減額調整を、また、9 ページ、5 款県支出金は2,104 万4,000 円の減額調整をしております。

9 ページ下段の7 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金及び10 ページの2 項基金繰入金で、それぞれに歳出額との調整を行い、5,567 万円を減額、繰入金全体の額を3 億3 万1,000 円に調整をしております。

以上で、議案第89 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第90 号の令和6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は54 ページ、薄だいたい色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ304 万3,000 円を減額し、総額を1,798 万3,000 円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款の1 項1 目、一般管理費の1 節報酬から8 節旅費までにつきましては、地域包括支援センターに勤務する職員及び会計年度任用職員の人件費について、それぞれ実績に応じ調整したものとなっております。

10 節需用費の7 万8,000 円の減額は、実績見込みで調整をしたものです。

12 節委託料の12 万5,000 円の減額につきましては、居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画を委託する予定でしたが、事業所側に委託を受けるだけの余裕がないため、委託がかなわず、実績により減額したのとなっております。

続いて、歳入を説明致します。予算書6 ページにお戻りください。

1 款1 項1 目の介護予防サービス計画収入につきましては、実績により4 万2,000 円の増額調整をしたものです。

2 款1 項1 目の一般会計繰入金につきましては、歳出見込み額の総額に合わせて歳入全体を調整し、308 万5,000 円の減額を行っております。

以上で、議案第90 号の補足説明を終わります。議案第89 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

議案第91 号、令和6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は55 ページでございます。予算書につきましては、あさぎ色の表紙のものとなります。

今回の補正は、消費税の支払が必要となるために補正を行うものでございます。

予算書の1 ページをお開きください。

第3 条、収益的収入及び支出では、第1 款上水道事業費用の予算額を650 万円増額し、合計を3 億17 万7,000 円とするものです。

次に、3 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

収益的支出の2 項営業外費用、2 目消費税の1 節公課費です。消費税の支払が必要となるために補正を行うものでございますが、当初は工事請負費の支払が多く見込まれていたため、支払った消費税が入ってくる消費税より多くなる予測であり、消費税の支払はない予定でした。しかしながら、工事の多くは繰り越しを行うこととなったため、決算上で支払う工事費が少なくなり消費税の支払が生じることが見込まれるために補正するものです。

以上で、議案第91 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第92 号、令和7 年度黒潮町一般会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は56 ページとなります。白色の一般会計予算書をご覧ください。

予算書の1 ページをお開きください。

令和7 年度の当初予算につきましては、第1 条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ116 億4,000 万円と定めております。

前年度当初予算と比較致しまして、7.1 パーセント、金額に致しまして7 億7,000 万円の増額となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では一時借入金の最高額を15億円と定めております。そして、第5条では歳出予算の流用を定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。

主だったものを説明させていただきます。

45ページをお開きください。

まず、1款議会費は6,912万4,000円で、前年度比1.7パーセント、116万6,000円の増額となっております。

例年同様の内容による予算となっており、増額の要因は、議会議員1名増による報酬手当等に係る人件費総額の増が主なものでございます。

次に、46ページ下段、2款総務費は24億1,384万8,000円で、前年度比8.5パーセント、1億8,972万9,000円の増額となっております。

まず、1項総務管理費、1目一般管理費は5億248万円となっており、1,896万5,000円の増額となっております。

例年同様の内容による予算となっており、増額の要因は、給与改定によるベースアップに係る人件費総額の増が主なものでございますが、49ページ、18節負担金補助及び交付金のその他負担金等の特定個人情報交付金は、システム改修のため728万円と増額となっております。

次に、2目人事管理費は1億1,439万9,000円となっております。これも例年同様の内容による予算となっておりますが、人件費につきまして、会計年度任用職員の総数は減っているものの、4節共済費の会計年度任用職員等負担金は、前年度との比較で1,458万円増の8,799万1,000円となるなど、給与改定によるベースアップによる人件費総額の増となっております。

次に、50ページ下段、3目財産管理費は1億3,334万8,000円となっております。本庁舎及び支所等、施設管理に関する予算がその多くを占めており、51ページの12節委託料には、固定資産台帳・公会計財務書類作成支援業務委託357万5,000円、公用車整備点検委託1,949万2,000円のほか、新たに緑野団地の法面対策のための費用と致しまして、緑野団地法面対策測量設計業務委託505万6,000円を計上し、52ページ、14節工事請負費におきましては、錦野団地の法面復旧のため、錦野団地法面復旧工事947万1,000円を計上しております。

また、16節公有財産購入費には、馬地地区の集会所用地購入費356万2,000円を予算計上しております。

次に、53ページ。

5目財政管理費は9,559万円となっており、財政調整基金100万1,000円、減債基金9,457万3,000円など、基金積立の予算を計上しております。

次に、6目企画費は2億7,395万7,000円となっており、前年度比5,921万1,000円の減額となっております。

1節報酬には、地域おこし協力隊10人分2,335万4,000円、55ページの12節委託料には、地域おこし協力隊企業委託3,647万5,000円、公設塾運営業務委託649万8,000円、大方高校女子サッカー指導者派遣委託464万1,000円、56ページ下段から58ページにかけての18節負担金補助及び交付金には、公共交通に関する補助金のほか、新たに住宅の新築促進及び空き家活用の促進のため、中古住宅除却・住宅新築支援事業費奨励金260万円、黒潮町空き家財道具等処分支援事業費補助金150万円などの予算を計上しております。

次に、58ページ。

7目ふるさと創生事業費は838万1,000円となっており、中学生の海外派遣事業等の予算を計上しております。

次に、59 ページ、8 目広報費、60 ページ、9 目交通安全対策費、61 ページ、10 目諸費につきましては、例年同様の内容による予算となっております。

次に、62 ページ。

11 目情報化推進費は、5 億 2,167 万 6,000 円となっております。主に情報システムに係る経費の予算が計上されており、次の 63 ページから 64 ページにかけての 12 節委託料では、自治体情報システムの標準化・共通化システム改修委託 7,856 万 2,000 円、自治体内部管理システム改修委託 1,273 万 8,000 円、仮想サーバ機器更新等業務委託 1,495 万 8,000 円、パソコン更新作業委託 1,474 万円などを計上し、64 ページ、13 節使用料及び賃借料では、システムソフトウェア使用料 1 億 7,677 万 6,000 円を、17 節備品購入費では、GIGA スクール用タブレット購入 4,780 万 9,000 円を計上しております。

また、65 ページの 27 節繰出金では、情報センター事業特別会計繰出金 4,151 万 5,000 円の予算を計上しております。

次に、12 目国土調査費は 9,810 万 1,000 円となっております、計画に基づき実施する予算を計上しております。

次に、66 ページ下段、13 目まち・ひと・しごと創生事業費は、例年同様の内容による予算となっております。

次に、67 ページ。

14 目ふるさと納税は 4 億 8,835 万 5,000 円の予算を計上しており、寄附金 10 億円に対応するものでございます。

次に、68 ページ。

2 項徴税費において、次の 69 ページ、12 節委託料のうち、固定資産評価替え委託 1,874 万 4,000 円につきましては、次回、令和 9 年度評価替えのための作業委託となっております。

次に、70 ページの 3 項戸籍住民基本台帳費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、72 ページ。

4 項選挙費は、1,846 万 6,000 円となっております。

73 ページの 6 目参議院議員選挙費 1,788 万 1,000 円は、執行経費となる予算を計上しております。

次に、74 ページ。

5 項統計調査費は 1,137 万 8,000 円となっております、令和 7 年国勢調査に係る経費の予算を計上しております。

次に、75 ページ。

6 項監査委員費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

続きまして、76 ページ、3 款民生費です。

3 款民生費は 24 億 3,360 万円で、前年度比 0.2 パーセント、419 万 9,000 円の減額となっております。

同ページ、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は 4 億 1,666 万 8,000 円となっております、内容は、ほぼ昨年と同様となっております。

主な事業と致しましては、78 ページ、12 節委託料は、主に社会福祉協議会、NPO しいのみへの委託業務となっております。

主だったものと致しまして、あったかふれあいセンター事業委託 6 カ所分 8,565 万円、権利擁護センター事業委託 1,546 万円、多機関協働事業委託 1,427 万 5,000 円などを計上しております。

また、79 ページ、27 節繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金 1 億 6,786 万 5,000 円の予算を計上しております。

次に、同ページ下段、2 目身体障がい者援護費 3,599 万 4,000 円、80 ページ、3 目精神障がい者援護費 11 万 2,000 円につきましては、昨年同様の補助交付金や扶助費などを計上しております。

次に、81 ページ。

4 目国民年金費 471 万 2,000 円、同ページ、5 目人権対策総務費 175 万円、82 ページ下段、6 目町民館運営費 4,456 万 1,000 円、85 ページ、7 目障がい者自立支援費 3 億 7,533 万 1,000 円につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、86 ページ。

2 項老人福祉費は 6 億 7,412 万 8,000 円となっており、内容はほぼ昨年と同様となっております。

主な事業と致しまして、87 ページ下段、12 節委託料、高齢者生活福祉センター管理運営委託 425 万 4,000 円、89 ページ、19 節扶助費住宅改造支援事業 199 万 8,000 円などを計上しております。

また、27 節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金 3 億 125 万 4,000 円、介護サービス事業特別会計繰出金 1,544 万円、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金 8,810 万 5,000 円の予算を計上しております。

次に、同ページ下段、3 項児童福祉費は、8 億 8,034 万 3,000 円となっております。

1 目児童福祉総務費は 1,892 万 7,000 円となっており、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、91 ページ。

2 目児童措置費は 3 億 5,944 万 1,000 円となっており、19 節扶助費の児童手当につきましては、金額の改定により 1 億 4,822 万円の予算を計上しております。

次に、91 ページ下段、3 目児童福祉施設費、95 ページ、4 目児童館運営費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

続きまして、4 款衛生費です。96 ページの下段からとなります。

4 款衛生費は 24 億 1,706 万 6,000 円で、前年度比 66 パーセント、9 億 6,136 万円の増額となっております。増額の主な要因は、脱炭素関連予算によるものでございます。

97 ページ。

1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、99 ページ、2 目保健事業費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、101 ページ。

3 目予防費は 4,232 万 6,000 円となっており、12 節委託料の予防接種委託につきましては、新型コロナワクチンの単価アップ及び件数増を見込み、また、帯状疱疹ワクチン定期接種が新たに追加されたことなどにより 4,151 万 3,000 円となっております。

次に、4 目母子保健費、103 ページ、5 目保健センター費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、104 ページ下段からの 6 目環境衛生費 3 億 4,318 万 3,000 円につきましては、高規格道路整備に関連し浮津共同墓地整備を行う必要があり、その墓地整備に係る予算としまして、106 ページ、12 節委託料、浮津共同墓地整備工事発注用図書作成業務委託 300 万円、14 節工事請負費、浮津共同墓地造成工事 2 億 5,759 万 4,000 円、16 節公有財産購入費、浮津共同墓地用地購入費 1,005 万円、107 ページ、21 節補償補填及び賠償金、浮津共同墓地立木等補償費 900 万円を計上しております。

また、27 節繰出金では、水道事業特別会計繰出金 4,368 万 2,000 円の予算を計上しております。

次に、7 目診療所費は 6,299 万円となっており、14 節工事請負費におきまして、医師住宅解体工事 388 万 3,000 円を計上しております。

次に、108 ページ。

10 目脱炭素対策費 8 億 3,223 万 2,000 円におきまして、前年度と同様の内容の予算となっておりますが、前

年度比 3 億 6,808 万 8,000 円の増額となっております。

脱炭素、カーボンニュートラルを推進するため、1 節報酬において、脱炭素カルテ訪問員 825 万 7,000 円、18 節負担金補助及び交付金では、太陽光発電施設設置補助金 7,152 万 1,000 円、省エネ家電買替補助金 4,166 万 8,000 円、新エネルギー会社補助金 7 億 667 万 8,000 円の予算を計上しております。

次に、109 ページ。

2 項清掃費 9 億 9,751 万 2,000 円となっており、前年度比 3 億 5,661 万 9,000 円の増額となっております。

増額の主な要因と致しましては、令和 6 年度より着工しております黒潮町衛生センター長寿命化工事があり、111 ページ、12 節委託料では、黒潮町衛生センター長寿命化工事施工監理委託 1,741 万 5,000 円、14 節工事請負費では、黒潮町衛生センター長寿命化工事 4 億 6,249 万 3,000 円の予算を計上しております。

続きまして、112 ページ。

5 款労働費は 609 万 3,000 円で、前年度比 30.6 パーセント、142 万 8,000 円の増額となっております。

昨年度と同様の内容の予算となっており、バス登録運転手に係る人件費の予算を計上しております。

次に、6 款農林水産業費は 5 億 3,234 万 3,000 円で、前年度比 12.4 パーセント、7,527 万 2,000 円の減額となっております。

1 項農業費、1 目農業委員会費、114 ページ、2 目農業総務費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、3 目農業振興費では、116 ページからの 18 節負担金補助及び交付金におきまして、園芸用ハウス整備事業費補助金 2,660 万 2,000 円、サポート体制構築支援事業費補助金 3,120 万円等を計上するとともに、新規就農者支援事業と致しまして、農業次世代人材投資資金経営開始型 502 万 5,000 円、新規就農者育成総合対策事業経営開始資金 1,125 万円の予算を計上しております。

次に、117 ページ。

4 目畜産業費の 18 節負担金補助及び交付金では、四万十市新食肉センター整備費負担金 114 万 7,000 円の予算を計上しております。

次に、5 目農地費、119 ページの 18 節負担金補助及び交付金では、多面的機能支払交付金 2,644 万 1,000 円の予算を計上し、27 節繰出金では、集落排水事業特別会計繰出金のうち農業集落排水分を、3,797 万 3,000 円として計上をしております。

次に、6 目地域農業整備事業費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しておりますが、工事費において農道等の大きな改修事業を予定しておらず 640 万円の減額となっております。

次に、2 項林業費は 9,864 万 1,000 円となっており、前年度比 1,596 万 8,000 円の減額となっております。

120 ページから 121 ページの 2 目林業振興費、12 節委託料では、入野松原の維持管理等のため、森林病虫害等防除事業委託地上散布 320 万 7,000 円、森林病虫害等防除事業委託樹幹注入 204 万 8,000 円、入野松原保全等下刈り委託 559 万 3,000 円などの予算を計上し、122 ページ、18 節負担金補助及び交付金には、造林事業補助金 1,100 万円、町産材利用促進事業費補助金 700 万円などの予算の計上をしております。

次に、123 ページの 3 項水産業費は 1 億 195 万 9,000 円となっており、前年度比 5,272 万 9,000 円の減額となっております。

1 目水産業総務費の 124 ページ、27 節繰出金は、集落排水事業特別会計繰出金の漁業集落排水分を、640 万 2,000 円として計上しております。

次に、2 目水産業振興費の 125 ページ、18 節負担金補助及び交付金には、種子島周辺対策事業 1,521 万 2,000 円、種苗放流事業補助金 330 万円、新規漁業就業者支援事業補助金 425 万円などの予算の計上をしております。

次に、3目漁港漁場整備事業費の127ページ、12節委託料では、入野漁港の補修工事に関する事前調査と致しまして、ストックマネジメント調査委託370万円の予算を計上しております。

次に、4目漁港施設維持費の128ページ、18節負担金補助及び交付金には、新たに黒潮町放置漁船等対策推進事業補助金250万円の予算を計上しております。

次に、5目海岸建設費につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

続きまして、129ページ。

7款商工費は2億4,242万8,000円で、前年度比15.5パーセント、3,260万2,000円の増額となっております。

1項商工費、1目商工総務費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、2目商工振興費の130ページ、14節工事請負費には、町内にある2か所の道の駅のそれぞれ修繕工事費を予算計上し、131ページ、16節公有財産購入費では、じいんず工房敷地内にある民有地の購入費用として、大型共同作業場用地購入費831万3,000円の予算を計上しております。

また、18節負担金補助及び交付金では、創業支援事業と致しまして、地域経済循環創造事業補助金2,257万4,000円の予算を計上しております。

次に、3目観光費の132ページ、12節委託料では、観光事業促進のためNPO砂浜美術館及び黒潮町観光ネットワークへの委託と致しまして、観光振興事業業務委託1,491万円、スポーツ活用型地域づくり事業委託2,340万5,000円、黒潮町観光推進業務委託2,183万9,000円、スポーツツーリズム誘客促進事業委託607万6,000円の予算を計上しております。

次に、134ページ。

4目産業推進費の、次ページになります、16節公有財産購入費では、特産品処理加工施設の移転に係る土地の購入費用と致しまして、黒潮町特産品処理加工施設用地取得費1,640万2,000円の予算を計上しております。

続きまして、同135ページ、8款土木費でございます。

8款土木費は9億6,925万7,000円で、前年度比15.3パーセント、1億7,464万円の減額となっております。

1項土木管理費、1目土木総務費は、予算の増減はあるものの例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、139ページ。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、140ページ、12節委託料におきまして、社会資本整備事業測量設計委託3,800万円、橋梁修繕委託2,100万円を計上し、14節工事請負費では、社会資本整備事業工事1億9,730万円、高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事1,200万円の予算を計上しております。

また、141ページ、16節公有財産購入費では、社会資本整備事業用地購入費420万円、窪川佐賀道路残土処分場用地購入費620万円の予算を計上しております。

次に、142ページ。

3項河川費では、2目がけくずれ対策、18節負担金補助及び交付金、県急傾斜事業負担金380万円の予算を計上しております。

次に、4項港湾費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、144ページ。

5項都市計画費、2目都市環境整備事業費では、12節委託料におきまして、盛土造成地において大規模地震時の安全性を調査するため、大規模盛土造成地二次スクリーニング計画策定業務委託1,720万円の予算を計上しております。

次に、3目公園費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、145ページ。

6項住宅費の1目住宅管理費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、147ページ。

2目住宅建設費では、12節委託料におきまして、町営住宅等整備事業委託1,147万1,000円、14節工事請負費では、町営住宅等整備工事、4億1,630万円の予算を計上しており、計画的に実施をしているところでございます。

続きまして、148ページ、9款消防費でございます。

9款消防費は5億1,568万4,000円で、前年度比7.3パーセント、4,056万9,000円の減額となっております。

1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、152ページまで進みまして、4目防災費、12節委託料におきまして、システムの更新業務として、全国瞬時警報システム更新業務委託921万2,000円、153ページ、18節負担金補助及び交付金では、木造住宅耐震事業としまして、木造住宅耐震改修工事費補助金6,250万円、木造住宅耐震改修設計費補助金1,500万円などの予算を計上しております。

続きまして、同153ページ下段、10款教育費でございます。

10款教育費は6億4,533万6,000円で、前年度比4.2パーセント、2,800万1,000円の減額となっております。

1項教育総務費、1目教育委員会費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、157ページ。

2目事務局費、12節委託料におきまして、ICT支援員配置委託369万2,000円、スクールバス運行委託4路線で、合計1,812万6,000円、放課後子ども教室事業委託2,309万9,000円の予算を計上しております。

次に、159ページ。

3目こどもサポートセンター費の14節工事請負費では、昨年と同様に、子ども見守りカメラ設置工事193万6,000円の予算を計上しております。

次に、160ページ。

2項小学校費、そして164ページ、3項中学校費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

続きまして、167ページ。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、169ページ、2目社会教育振興費、そして170ページ、3目人権教育推進費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

4目図書館費の172ページ、12節委託料では、大方あかつき館等の指定管理業務委託4,036万6,000円の予算を計上しております。

173ページ。

5目文化振興費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

次に、同ページ下段、5項保健体育費、1目保健体育総務費、そして176ページ、2目学校給食費、178ページ、6項幼稚園費、1目幼稚園費は、例年どおりの内容による予算計上となっております。

続きまして、同178ページ下段、11款災害復旧費でございます。

11款災害復旧費は3,141万4,000円で、前年度比1.6パーセント、51万8,000円の減額となっております。緊急時に迅速な災害対応が行えるよう、最低限の予算を計上しております。

次に、180 ページ下段、12 款公債費でございます。

12 款公債費は13 億 4,790 万円で、前年度比 5.8 パーセント、8,370 万 1,000 円の減額となっております。

減額の要因と致しましては、平成 23、24 年度同意分の過疎対策事業債や、平成 25、26 年度同意分の旧合併特例事業債、緊急防災・減災事業債等の償還終了によるものでございます。

次に、181 ページ。

13 款予備費は、1,590 万 7,000 円を計上しております。

歳出の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入の説明を致します。14 ページへお戻りください。

まず、1 款町税は8 億 1,098 万 2,000 円を見積もりました。

項ごと、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、15 ページ。

2 款地方譲与税から、17 ページ、10 款地方特例交付金までは、総務省による令和 7 年度地方財政計画のポイント及び県の試算額等を用いて予算を見積もっております。

次に、18 ページ。

11 款地方交付税は、県の試算及び公債費に伴う交付税措置等を踏まえ、普通交付税と特別交付税の総額で 42 億 8,000 万円を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金におきましても、県の試算額を踏まえ、見積もっております。

次の、13 款分担金及び負担金は、936 万 7,000 円を見込んでおります。

次に、19 ページ下段、14 款使用料及び手数料は、3 億 2,133 万 3,000 円となっております。

次に、23 ページ。

15 款国庫支出金は、18 億 7,934 万 4,000 円となっております。

前年度比較で増額となっておりますが、これは、25 ページ中段、3 目衛生費、国庫補助金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 8 億 3,186 万 5,000 円について、昨年度に比べ大きく増えたことが要因でございます。

そのほか、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございますが、そのうち、戻りまして 24 ページ下段、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,132 万 7,000 円において、学校給食の無償化を実施するため、保護者から徴収しない実費負担分をこの交付金を活用し、補てんするものでございます。子育て支援、物価高騰によるご家庭の支援を行うための対応となります。

続きまして、27 ページ。

16 款県支出金は、8 億 3,053 万 9,000 円となっております。

説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業における補助金を見込んでいるところでございます。

次に、33 ページ。

17 款財産収入は 853 万 3,000 円を見込んでおります。

次に、34 ページ下段、18 款寄附金は 10 億 1,000 円としております。

そのうち、10 億円をふるさと納税寄附金として見込んでおります。

次に、35 ページ中段、19 款繰入金は 6 億 9,144 万 2,000 円となっております。

1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金などで収支の調整を行い、3 目地域活性化事業基金繰入金から、次の 37 ページまでの各種繰入金におきまして、それぞれの基金の用途に見合った事業に対して充当することとしております。

次の、37 ページ中段、20 款繰越金は、前年度同様に 1,000 万円の予算を計上しております。

次の、21 款諸収入は3 億 375 万 9,000 円としており、説明欄に記載のとおり見込んでおります。

前年度比較の増額につきましては、40 ページ上段にあります、6 節衛生費雑入の墓地移転補償金 1 億 4,790 万 7,000 円が主の要因となっております。

続きまして、41 ページ。

3 目給食事業収入、1 節学校給食費の 1,820 万円につきましては、保護者負担を含めた給食費総額 3,952 万 7,000 円より、先に説明しました国の交付金を活用して無償化する保護者負担額 2,132 万 7,000 円を差し引いた金額となっております。

次に、同ページ、22 款町債は 10 億 8,920 万円としており、公債費負担及び実質公債費比率の上昇抑制の観点から、予算計上は歳出予算総額の 10 パーセント以内を基本として見積もっており、説明欄に記載のある事業への充当を予定しております。

歳入の説明は、以上で終わります。

次に、9 ページへお戻りください。

第 2 条関係で、第 2 表債務負担行為でございます。

これらは、新規の対応が必要な事項を記載しておりまして、中小企業等融資保証料補給、中小企業等融資利子補給の 2 件につきまして、議決を求めるものでございます。

次に、10 ページ、第 3 条関係の第 3 表地方債でございます。

令和 7 年度は合計 10 億 8,920 万円を限度としており、その他、起債の方法、利率償還の方法は、昨年度との変更はございません。

なお、この金額は、先ほどご説明致しました 41 ページの 22 款町債の計と同額になるものでございます。

大変長くなりましたけれども、以上で、議案第 92 号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第 93 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について、説明を致します。議案書は 57 ページ、予算書は青色のものになります。

予算書の 1 ページをお開きください。

令和 7 年度の予算は、歳入歳出とも総額 1,088 万 6,000 円としています。

4、5 ページをご覧ください。

総括表のとおり、前年度比では、金額にして 272 万 1,000 円、率にして 20 パーセントの減額となっております。

歳入歳出事項別明細書に基づきご説明致します。予算書の 8 ページの歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節、奨学金の貸付金は、総額で 1,080 万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち、高等学校通学者が 4 件、96 万円、大学通学者が 19 件、684 万円、令和 7 年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を 5 件、120 万円、短期大学及び大学通学者を 5 件、180 万円。合計 33 件、1,080 万円を見込んでいます。

歳入についてご説明致します。予算書は 6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分は 987 万円、滞納繰越分を 80 万円と見込み、合計で 1,067 万円を計上しました。

以上、議案第 93 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

議案第 94 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明を行います。議案書は 58 ページにあり、予算書はサーモンピンク色の表紙、2 つ目の予算書となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 7,713 万円と定めるものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料、3 節の職員手当、4 節の共済費につきましては、特別職 3 名、一般職 180 名分の人件費として、合計額で 14 億 7,713 万円を計上しております。

前年度対比で、金額 1,734 万 3,000 円、率にしまして約 1.2 パーセントの増額となっております。

これら増額の主な要因につきまして説明します。10 ページの一般職の給与費明細書をお開きください。

一般職のカッコ 1、総括の比較の欄をご覧ください。

給与費として、給料が 209 万 8,000 円の減額。これは、職員が前年比で 9 名減員となったことによるものです。

次の職員手当は 1,279 万 2,000 円の増額で、これは、人事院勧告による期末勤勉手当支給率の引上げや、法改正による児童手当の増額によるものです。

次の共済費は 646 万 5,000 円の増額で、一般職共済負担金の増額によるものです。

これらは、前年度に比べ職員数で 9 名の減員となる予算減額の要因に対し、人事院勧告等給料の改正や期末勤勉手当の支給率の引上げ、また、それらに伴う共済費の増額が、減額分を上回ることを見込んで予算計上しているものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっており、歳出額の合計と同額である 14 億 7,713 万円を計上しております。

以上で、議案第 94 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 95 号、第 96 号について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 95 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明させていただきます。議案書は 59 ページになります。予算書は黄色の表紙の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出の予算総額を、それぞれ 16 億 8,126 万 5,000 円と定めております。

また、第 2 条で、一時借入金の最高額を 1 億 3,000 万円と定めております。

5 ページ及び 6 ページをお開きください。

総括表のとおり、対前年度比は総額で 5 億 2,244 万 4,000 円の減、約 23.7 パーセントの減となっております。

減額の主な要因は、保険給付費での 5 億 1,816 万 4,000 円の減額によるものでございます。

また、6 年度当初予算時には予算計上していたものとして 4 款共同事業拠出金があったのですが、6 年度に事

業が廃止されたことを受け、令和7年度当初予算では款項目から削除されました。そのため、款項目の変更及び共同事業拠出金については最終行に款項目がない表示となっております。

それでは、歳入歳出について主なものを説明させていただきます。13ページの歳出事項別明細書を申し上げます。

1款1項1目、一般管理費は4,897万4,000円で、前年度とほぼ同額を計上しております。

14ページの中段、12節委託料の主なものとしましては、国保連合会への電算委託等を計上しております。

15ページの下段の2款保険給付費は12億5,700万6,000円を計上し、前年度比で5億1,816万4,000円の減額となっております。

主な減額の理由としましては、令和5年度の給付実績が急増したことに伴い、令和6年度に増額を見込んだのですが、療養諸費及び高額療養費に見込んだほどの伸びがなかったことを受け、令和7年度は減額をしております。

続きまして、17ページをご覧ください。

下段の3款国民健康保険事業費納付金の3億3,638万2,000円は、高知県への納付金で、対前年度比で844万1,000円の減額となっております。

被保険者数の減少や、県基金の取り崩し等により納付金総額は減少しておりますが、1人当たりの納付金額は増額となっております。

18ページ、中段からの4款保健事業費は2,290万9,000円を計上しております、対前年度比69万7,000円の増額となっております。

主な増額の理由としましては、郵便料金の増額によるものでございます。

20ページ下段から21ページにかけての7款諸支出金は、対前年度比で239万2,000円の増額となっております。

21ページ下段の、2項1目、直営診療施設勘定繰出金の650万円は、国民健康保険直診会計への繰出金で、令和6年度が増額見込みとなっておりますので、令和7年度も増額を見込んでの計上としております。

続きまして、22ページの8款予備費については、前年度と同額の500万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明致します。7ページへお戻りください。

1款国民健康保険税は、令和5年度決算額と、令和6年11月末時点の調定額を比較調整し、2億1,940万8,000円を計上しております。

続きまして、8ページをお願いします。

中段の4款県支出金の12億9,392万7,000円は、前年度比で、5億2,037万円の減額となっております。

減額の主な理由としましては、歳出で説明しました保険給付費の減額により、その財源となります普通調整交付金の減額によるものでございます。

続きまして、9ページの中段からの6款繰入金については、繰入金の総額として1億6,786万5,000円を計上しております。対前年度比で628万9,000円の減額となっております。

減額の主な項目としましては、10ページの中段にあります、6款2項の基金繰入金です。歳入不足を補てんするため、財政調整基金の繰入金として6年度は基金から取り崩しを行う予定としましたが、7年度は基金の取崩しは行わず予算の調整ができましたので、6款2項1目は予算計上をしておりません。そのための減額となっております。

10ページ下段から12ページにかけての8款諸収入は、前年度とほぼ同額の4万4,000円の計上としております。

以上で、議案第 95 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 96 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 60 ページになります。予算書は水色の表紙の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この予算は、歳入歳出の総額を、それぞれ 2 億 6,692 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めております。

4 ページ及び 5 ページの総括表をお願いします。

対前年度比で総額 1,101 万 2,000 円の増額となっており、前年度比で約 4.3 パーセントの増となっております。

増額の主な要因につきましては、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料の増額です。

併せて、歳出につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

それでは、詳細につきましては、歳出から説明をさせていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費は、総額で 1,351 万円を計上しております。対前年度比で 642 万 1,000 円の減となっております。

減額の主な理由は、人件費の減額によるものでございます。

続きまして、10 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 5,209 万 5,000 円を計上しています。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、対前年度で 1,743 万 3,000 円の増額となったことによるものです。

11 ページをお願いします。

4 款予備費につきましては、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は 1 億 6,910 万 8,000 円で、対前年度比で 1,444 万 4,000 円の増額となっております。

この保険料は、後期高齢者医療広域連合より通知のありました保険料納付金に相当するよう調整した額となっております。

続いて、6 から 7 ページにかけての繰入金です。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金の 1,161 万 8,000 円は、担当職員の人件費及び事務費で、対前年度比で 682 万円の減額となっております。

2 目保険基盤安定繰入金の 7,648 万 7,000 円は、広域連合からの通知額を計上しております。対前年度比で 198 万 9,000 円の増額となっております。

4 款 1 項 1 目、繰越金の 650 万円は、令和 6 年度の歳入となる保険料、普通徴収分で、例年 3 月から 5 月に入金される普通徴収保険料は翌年度に広域連合へ納付することになるため、その額を見込んでおります。保険料の増額に伴い、対前年度比で 100 万円の増額を計上しております。

5 款諸収入の 321 万 1,000 円は、対前年度比で 40 万円の増額としております。

増額の主な理由は、後期高齢者健康診査委託金の増によるものです。

以上で、議案第 96 号の補足説明を終わります。議案第 95 号と併せまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第97号、令和7年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明をさせていただきます。議案書は61ページになります。予算書は、薄いピンク色の表紙の予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

当予算につきましては、直診の拳ノ川診療所の運営に関するものでございます。

第1条で、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7,455万7,000円と定めております。

また、第2条で、一時借入金の最高額を2,000万円と定めております。

4ページ及び5ページをお開きください。

総括表のとおり、対前年度比は総額で1,076万6,000円の増、約16.9パーセントの増となっております。

まず、歳出について説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の一般管理費は、一般職員と会計年度任用職員の給与などの一般管理費の合計が6,639万2,000円であり、昨年度より1,118万4,000円の増額となっております。

主な増額は、1節報酬から4節共済費までの職員給与などの合計が6年度と比較し400万1,000円、12ページの12節委託料764万5,000円増額の1,445万2,000円としております。

委託料につきましては、休診日を少なくするため日替わり代診として来ていただく医師の委託料等によるものと、将来的なオンライン診療の実施に向け、電子カルテシステム及びオンライン資格確認システムの導入に係るものです。

次に、13ページをお開きください。

2款医業費につきましては、医療機器の修繕料や保守点検、医薬品の材料費の購入経費としまして606万1,000円を計上しております。昨年度より79万9,000円増額となっているのは、ベッドや検査機器などの備品購入を計上しているためでございます。

次に、14ページの公債費と15ページの予備費につきましては、昨年度とほぼ同額を計上しております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

1款診療収入です。診療所を利用された患者さんから頂く診療収入が、各種健康保険組合ごとの合計で1,089万1,000円。昨年度より168万3,000円増額しておりますが、これは全体的な患者増による収入増を見込んだものであります。

次に、7ページの3款県支出金の1項1目、へき地医療施設整備費補助金275万円につきましては、電子カルテ導入に係る550万円の歳出に対する歳入でございます。

次に、5款繰入金5,700万5,000円につきましては、歳入歳出の収支の調整を図るために一般会計から繰り入れる繰入金が1項1目の5,050万5,000円で、6年度と比較し354万8,000円の増額となっている主な要因は、人件費と電子カルテ導入を予定しているためでございます。

次に、3項1目の事業勘定繰入金650万円につきましては、へき地直営診療所運営費として国保特別会計から繰り入れるもので、6年度と比較して250万円の増額となっている主な要因は、診療日数の増加により、患者数及び診療報酬の増加を見込んでいるものでございます。

最後に、8ページの7款諸収入383万1,000円のうち、2項1目、雑入の2節代診派遣委託324万円につきましては、本町の常勤医師を近隣のへき地診療所に派遣した際に派遣先の自治体から入る委託料として計上しております。

9 ページの 4 節オンライン資格確認関係補助金 49 万 5,000 円につきましては、オンライン資格確認システムの導入に係る 56 万 1,000 円の歳出に対する歳入を計上しております。

以上で、議案第 97 号の補足説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案 98 号、令和 7 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 62 ページ、予算書は後ろに添付しております白茶色の表紙の、住宅新築資金特別会計の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、過去に行った同和対策事業により、住宅の立ち退き等にあつた方が新たに自己の住宅を建てる際、その土地の購入費や建物の建築資金に対し貸し付けを行ったものであります。

現在は貸付金の回収のみで、新たな貸し付けはありません。また、金額についても昨年度と大きな違いはございません。

それでは、1 ページをご覧ください。

歳入歳出とも、同額の 215 万 3,000 円を計上しております。

4、5 ページをご覧ください。

総括表のとおり、昨年度からは 7 万 4,000 円、率にして 3.3 パーセントの減額となっております。これは債務者からの弁済が進んだことにより、償還額が少なくなったことによるものです。

まず、歳出について説明させていただきます。予算書の 8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目の償還推進事業費です。貸付金の徴収に係る事務的経費として、8 節の旅費から 11 節の役員費までを合わせて 43 万円、実施は未定ですが、長期高額滞納者に対する抵当権行使のための競売予納金として、21 節補償補填及び賠償金に 60 万円、債務者からの償還金の一部を一般会計へ繰り入れるために、27 節繰出金に 82 万 3,000 円を計上しています。

また、3 款の予備費につきましては、昨年度と同様の 30 万円を計上しています。

次に、歳入について説明させていただきます。6 ページにお戻りください。

1 款県支出金です。償還業務の事務費に対する助成金として県補助金が 15 万 8,000 円、7 ページ、4 款諸収入の貸付金元利収入は債務者からの返済によるもので、元金が 176 万 3,000 円、利子が 22 万 9,000 円、合わせて 199 万 2,000 円を見込んでいます。昨年度から 6 万 8,000 円少なくなっています。

なお、その他の歳入については収支の調整を図ったものでありまして、延滞金に昨年度と同額の 1,000 円を計上しています。

以上で、議案第 98 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 99 号、第 100 号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 99 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 63 ページ、オレンジ色の予算書をお願いします。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条は、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計を規定しており、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 18

億2,841万3,000円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に算出しております。7ページ、8ページの総括表のとおり、対前年度比総額で1,789万8,000円の減額、率にして約1パーセントの減となっております。

第2条では、債務負担行為を規定しております。

6ページ、第2法定債務負担行為は、令和7年度から令和9年度までの3カ年にかかる第10期黒潮町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の事項、期間、限度額を規定するものです。

令和7年度には、事業計画策定に係るニーズ調査を実施し、引き続き令和8年度の事業計画の策定業務を一括して行っていくしますので、この計画策定に係る限度額を1,007万6,000円と定めるものです。

続いて、歳出の主なものを説明させていただきます。15ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費5,124万2,000円のうち、1項から3項までにつきましては、介護保険事業に係る職員給与、認定調査員の会計年度任用職員給与や、調査に係る事務費を計上しております。

また、17ページ、3項2目、認定審査会共同設置費においては、対前年度比で177万4,000円の増、率にして40.3パーセントの増となっています。これは、四万十市と共同で実施しています認定審査会のデジタル化の負担金につきまして、審査会のデジタル化を令和7年度に延期したことによるものです。

17ページ下段からの2款保険給付費につきましては、前年度の実績見込額からそれぞれの項目ごとの見込額を算出し、見込んだ給付費の予算として17億2,985万4,000円を見込んでおります。対前年度比では、金額にして2,449万7,000円、約1.4パーセントの減となっております。

19ページ中段からの3款地域支援事業費につきましては、1項介護予防・生活支援サービス事業費として、1,964万4,000円を見込んでおります。

1目介護予防・生活支援サービス事業費では1,922万7,000円を計上しており、そのうち12節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスを実施する1事業所への委託料として506万1,000円を計上しております。

20ページ。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業費）につきましては、地域包括支援センターの事務費などとして41万7,000円を計上しており、対前年度比385万円、率にして約90.2パーセントの減となっています。これは、地域包括支援センターの会計年度任用職員の報酬等の減によるものとなっております。

20ページから21ページにかけての、2項1目、一般介護予防事業費につきましては、地域で生活する高齢者の介護予防に関する事業経費として823万9,000円を計上しており、対前年度比で540万9,000円の増額となっております。これは、21ページの12節委託料に第10期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するための533万5,000円を計上したことが主な要因となっており、令和7年度から令和8年度にかけて事業計画策定及び必要な調査を行うために計上しています。

続きまして、21ページから22ページにかけての3項包括的支援事業・任意事業費の4目任意事業費につきましては803万8,000円を計上しており、成年後見制度利用事業、住宅改修支援事業など、地域支援事業の実施要綱に合致する事業を実施するもので、昨年度の実績に合わせて全体的に減額した事業費を計上しております。

続きまして、22ページ、5目在宅医療・介護連携推進事業費、23ページに移りまして7目認知症総合支援事業費、8目地域ケア会議推進事業につきましては、報償や会議の回数の見直し等により昨年度に比べると全体的に減額した事業費を計上しております。

24 ページに移りまして、4 款に新たに保健福祉事業費を創設しています。

1 項 1 目、保健福祉事業費として、18 節負担金補助及び交付金に 150 万円を計上しております。これは、高齢者補聴器購入費補助金としまして、満 65 歳以上の方を対象に、上限を 5 万円とし補聴器購入費用の 2 分の 1 を補助するものです。

続きまして、5 款基金積立金及び 6 款公債費につきましては、前年度と同額を計上しております。

25 ページに移りまして、7 款諸支出金につきましては、2 項 1 目、他会計繰出金において 621 万 8,000 円を計上しております。これは、地域支援事業から重層的支援体制整備事業へ移行した事業費について、保険料で負担すべき金額を一般会計へ繰り出すものです。対前年度比で 26 万 3,000 円の増となっております。

8 款予備費につきましては、予算総額が 18 億円を超えることから、昨年同様に 200 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 9 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 2 億 7,574 万 7,000 円を見込んでおり、対前年度比 118 万 6,000 円の増、率にして約 0.4 パーセントの増となっております。

3 款国庫支出金につきましては 4 億 5,041 万 3,000 円を見込んでおり、対前年度比で 1,004 万 9,000 円の減となっております。これは、歳出の 2 款保険給付費の減に伴い、介護給付費、地域支援事業費共に、国が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、減額となったものです。

10 ページ下段から 11 ページにかけての、第 2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金の 659 万 4,000 円の減額、及び、5 款県支出金の 411 万 3,000 円の減額につきましても同様に、歳出の 2 款保険給付費の減に伴い、介護給付費、地域支援事業費共に、支払基金及び県が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、減額となったものです。

12 ページの 7 款繰入金の 3 億 5,313 万 8,000 円につきましては、歳出の 2 款保険給付費及び 3 款地域支援事業費の減額に伴い、町が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、減額となったものの、1 款総務費の増に伴い、増額となったものです。

また、13 ページにかけての 2 項基金繰入金につきましては、5,188 万 4,000 円を基金から繰り入れることで全体の調整をするものとなっております。

8 款繰越金、以降 10 款町債までは、前年度と同額としております。

以上で、議案第 99 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案 100 号の令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 64 ページ、薄だいたい色の予算書をお願い致します。

予算書 1 ページよりご説明致します。

令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,784 万 6,000 円とするもので、4 ページ及び 5 ページの総括表のとおり、対前年度比で 267 万円、約 13 パーセントの減額となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費は 1,764 万 6,000 円としております。2 節から 4 節までは地域包括支援センターの職員の給料等費として 1,561 万 9,000 円としており、減額分は会計年度任用職員の人件費となっております。

12 節委託料につきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託する費用としまして 180 万 6,000 円を計上するものです。

6 ページにお戻りください。歳入についてご説明させていただきます。

1 款サービス収入は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として要支援認定者に係る介護予防サービス計画を作成する介護予防サービス計画費収入を計上するもので、240 万 5,000 円としております。

また、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では 1,544 万円を計上し、職員給料のほか事務費などの歳出に対する不足分を調整しております。

以上で、議案第 100 号の補足説明を終わります。議案第 99 号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第 101 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 65 ページ、予算書の方は若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 1 億 1,615 万 1,000 円とするものです。

これは、対前年度比としまして、金額にして 146 万 6,000 円増額の予算となっています。

主な増額の理由は、放送サービスに係る委託料の増加や、愛媛朝日テレビの受信設備の更新に伴うものです。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費で 101 万 2,000 円の増額となっているのは、会計年度任用職員の報酬、職員手当の増額が主な原因です。

1 節報酬、3 節職員手当では、会計年度任用職員 2 名分などを計上しており、合わせて 604 万 2,000 円となっています。

一般管理費では、10 節需用費の電気料 457 万 6,000 円が大きなものとなっております。

9 ページ。

1 款 1 項 2 目、財産管理費で 283 万 8,000 円の減額となっているのは、役務費の減額等によるものです。

11 節役務費では、伝送路の保守料 2,414 万 8,000 円が主なものであり、内訳は、光ネットワーク保守 2,400 万円、電気保安管理 14 万 8,000 円となっています。

12 節委託料では、光ネットワーク運用保守委託 2,747 万 2,000 円が主なもので、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費及び線路管理費等となっています。

13 節使用料及び賃借料は、主に四国電力、NTT 等の電柱共架料及び土地使用料で、前年度と同額の 860 万 5,000 円となっております。

10 ページ。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業は 1,094 万 7,000 円の増額となっています。これは、12 節委託料放送サービス委託が 676 万 2,000 円増額、愛媛朝日テレビ受信設備更改委託が 429 万円増額になったためです。

11 ページ。

3 款 1 項、公債費は 765 万 5,000 円の減額となっております。これは情報基盤整備事業の償還金の減額によるものです。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円です。

次に、歳入について説明を致します。6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 37 万 8,000 円の増額となっています。これは、テレビ放送加入者が令和 6

年度より 25 件増の 2,589 件となったことが主な要因です。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 21 万 1,000 円の減額となっています。こちらは、令和 5 年度実績に基づき前年度より減額としております。

7 ページ。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 4,151 万 5,000 円で、206 万 7,000 円減額を見込んでいます。

3 款 1 項 1 目、雑入は 4,156 万 2,000 円で、336 万 6,000 円の増額となっています。これは、インターネット事業民営化により、光ケーブル等を事業者に貸し出している、芯線利用料の増額によるものです。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、前年度と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

次に、議案第 102 号、令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 66 ページでございます。予算書のご用意をお願いします。りんどう色の予算書になります。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、8 ページ目から 19 ページ目にかけて、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますが、こちらが主要財務 3 表となります。

次に、1 ページ目をお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載しています。

令和 7 年度の処理人口は 1,030 人でございます。

計画年汚水量は 10 万 1,206.5 立方メートルで、1 日平均汚水量としましては 278.1 立方メートルでございます。

次に、第 3 条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、集落排水事業に加入していただいているご家庭の汚水処理をするための費用で、集落排水使用料等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を 5,009 万 5,000 円に、支出の総額を 5,009 万 5,000 円にするものでございます。

内容につきましては、23 ページから 25 ページの事項別明細書に記載していますので、23 ページをお開きください。

まず、収入をご説明致します。

第 1 項営業収益の 1 目集落排水使用料につきましては、705 万 6,000 円を計上しています。

第 2 項営業外収益の 2 目他会計負担金 1,407 万 5,000 円、4 目他会計補助金 1,661 万 9,000 円、5 目長期前受金戻入を 1,231 万 8,000 円などを計上しています。

続きまして、24、25 ページの支出についてご説明致します。

24 ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用においては、1 目管渠費 19 万 6,000 円、2 目ポンプ場費 480 万 2,000 円、3 目処理場費 718 万円を計上しています。それぞれの施設の電気料や維持管理等に係る委託料、修繕費などを計上しています。

6目総係費としまして、集落排水事業運営審議会委員の報酬、システム利用料、修繕費などで1,096万円計上しています。7目減価償却費2,326万6,000円計上をしています。

2項営業外費用としましては、企業債償還利息と消費税及び地方消費税を計上しています。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。26ページをお開きください。

この予算は、施設を整備、改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。しかしながら、集落排水事業による令和7年度の新たな設備投資は予定していません。そのため、支出は、以前設備投資をした時の企業債元金償還金2,713万円を計上しています。

収入につきましては、他会計補助金などとなっておりますので、ご確認をお願いします。

2ページにお戻りください。

第4条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,094万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんを致します。

次に、第5条で、企業債の借入限度額等を定めています。

また3ページの第6条において、一時借入金の限度額を定めておりますが、起債借入や補助金が入ってくる前に支払が生じる事が予想されますので、2,000万円を限度額として定めております。

次に、8ページの集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1年間の現金の動きを表したものです。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立を行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

9ページの3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出及び借入、返済による支出など、資金の調達及び返済を表しています。

9ページ下から2行目の、資金期首残高の514万6,391円は、令和6年度予定貸借対照表、13ページの2行目の現預金の額となります。

また、9ページ一番下の資金期末残高の557万491円は、令和7年度予定貸借対照表、17ページの2行目の現預金の額となります。

11ページには、令和7年度営業収益と営業費用を表しました、予定損益計算書を記載していますのでご確認ください。

次に、16ページからの令和7年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、機械類などで6億2,262万8,134円。

固定資産と流動資産を合わせた資産額合計は、17ページの6行目、6億2,875万6,835円となっております。

負債の合計は、18ページの最後の行になります6億2,406万5,476円となっております。

資本合計は、19ページの下から2行目になります。469万1,359円となっており、負債と資本の合計が6億2,875万6,835円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、20ページ、21ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載しています。これは、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状況及び経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則及び手続ならびに表示の方法を記載したものです。

以上で、議案第102号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは私の方からは、議案第103号、令和7年度黒潮町水道事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は67ページでございます。予算書のご用意をお願いします。あさぎ色の予算書となります。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、17ページ目から25ページ目にかけて、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載していますが、こちらが主要財務3表になります。

次に、1ページをお開きください。

ここには、第1条に総則と致しまして、令和7年度黒潮町水道事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第2条には、業務の予定量を掲載しています。

令和7年度の給水栓数は6,145栓、年間給水量は121万7,918立方メートルで、1日平均給水量は3,337立方メートルでございます。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を2億7,120万1,000円に、支出の総額を2億9,761万円とするものでございます。

内容につきましては、31ページから37ページの事項別明細書に記載していますので、31ページをお開きください。

まず、収入をご説明致します。

1項営業収益の1目給水収益につきましては、水道使用料2億376万2,000円を計上しております。対前年比で、456万7,000円の減額となっております。

3項その他営業収益は、新規加入に伴う分担金や工事検査手数料等合わせまして126万6,000円を計上しております。

また、4項国県補助金につきましては、応急給水時に必要な資機材の購入における県補助金として260万円を計上しております。

次に、2項営業外収益ですが、3目長期前受金戻入につきましては5,046万9,000円を計上しています。

32ページにまいりまして、3項1目1節、他会計繰入金につきましては1,277万2,000円を、一般会計からの繰り入れを計上しております。

今後の事業を見据え資金残高不足を補うため、これまで令和5年度5,000万円、令和6年度4,500万円の基準外繰入を一般会計より行っていただきましたが、起債償還額と減価償却費の差について資本費平準化債を借り入れることにより資金不足を補うこととし、その資本費平準化債の借り入れ上限額と資金不足との差900万円について、一般会計より基準外の繰り入れを行っていただくこととしております。

続きまして、支出についてご説明致します。33ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用において、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費及び、各種委託料や減価償却費等を計上しています。

1目の原水及び浄水費は4,807万円で、昨年度と比較し、19節手数料と21節動力費、23節修繕料において、労務単価等の増により343万8,000円の増額となっております。

続きまして、2目配水及び給水費は5,234万7,000円で、こちらも昨年度と比較し820万9,000円の増となっております。

主な増額の要因と致しましては、19 節手数料におきまして水質検査手数料が増額になったためと、23 節修繕費の水道施設修繕費において修繕が必要となっているため、増額となっております。

次に、34 ページから 6 目総係費は 6,101 万 4,000 円で、令和 6 年度との主な違いと致しましては、3 節給料から 8 節法定福利費繰入額にかかる人件費等は減額となっておりますが、22 節委託料におきまして、管路システムのバージョンアップが必要となったため、その費用と経営戦略の見直しが必要な時期となっておりますので、その委託費用。また、令和 6 年度も実施致しました漏水調査において成果が見られましたので、令和 7 年度においては、さらに管延長を増加し調査を実施するための予算を計上しております。それらを差引しまして、389 万 1,000 円の増となっております。

また、37 ページの営業外費用においては、企業債償還利息と一時借入金の利息を計上しております。

3 条予算におきましては、水道事業収益 2 億 7,120 万 1,000 円に対し、水道事業費用が 2 億 9,761 万円となり、2,640 万 9,000 円のマイナスとなっております。給水栓数の減少により水道使用料の収入においては減少が続いておりますが、一方費用においては、電気料や労務費、資材等の高騰により費用が増加しております。

こちらにつきましては、繰越利益剰余金で補てんすることとし、以降の経営改善としては、水道料金の改定を行うことにより改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、投資的予算でございます。

先に、支出からご説明をさせていただきます。39 ページをお開きください。

建設改良費は 1 億 2,925 万 3,000 円を計上しており、対前年比で 8 億 8,920 万 8,000 円の減額となっております。

26 節の工事請負費において、昨年度計上していた上川口急速ろ過機設置の造成工事、建築工事、機器工事が主な減額の要因となっております。なお、建築工事、機器工事においては、令和 7 年度に繰越を行い施工することとしております。

令和 7 年度の主な委託工事と致しましては、説明欄に記入しておりますのでご確認ください。

次に、収入ですが、収入につきましては 38 ページに記載しておりますが、先ほどの工事等に対する企業債の借入れと補助金などとなっております。なお、上川口急速ろ過機設置に係る補助金の受け入れも令和 7 年度にあり、計上しております。

2 ページにお戻りください。

第 4 条資本的収入及び支出ですが、令和 7 年度におきましては、令和 6 年度からの繰り越しに伴う起債や補助金の受け入れを令和 7 年度に行うことにより、資本的収入額が資本的支出額を上回る事となっております。

次に、3 ページの第 5 条で企業債の借入限度額等を定めております。令和 7 年度は令和 6 年度からの繰越工事である、ろ過施設設置のための工事費で費用が必要となるため、4 億 5,700 万円を限度額としております。

また、第 6 条において一時借り入れ金の限度額を定めておりますが、こちらも同じく、ろ過施設設置工事において、起債借入や補助金が入ってくる前に支払が生じることが予想されますので、6 億円を限度額として定めております。

次に、17 ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1 年間の現金の動きを表したものです。

1 の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

18 ページの 2 の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う、投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出及び借り入れ、返済による支出など、資金の調達及び返済を表しています。

18ページ下から2行目の、資金期首残高の3億2,617万5,397円は、令和6年度予定貸借対照表、22ページの2行目の現金預金の額となります。

また、18ページ一番下の資金期末残高の3億1,241万6,817円は、令和7年度の予定貸借対照表の、26ページの2行目の現金預金の額となります。

19ページから20ページには、令和6年度及び令和7年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載していますので、ご確認ください。

次に、25ページからの令和7年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、量水器等で36億5,105万5,806円。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、26ページの8行目、41億6,098万6,334円となっています。

負債合計は、27ページの最後の行になります33億4,329万4,046円となっています。

資本合計は、28ページの下から2行目になります。8億1,769万2,288円となっており、負債と資本の合計が41億6,098万6,334円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、29ページ、30ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載していますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第103号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第104号、町道路線の変更についてを補足説明をさせていただきます。議案書は68ページ、参考資料は、最後、39ページでございます。

議案書68ページをお開きください。

道路の種類は町道、整理番号は10020、路線名は西谷線でございます。

起点は、変更前、変更後、共に黒潮町有井川字大屋敷（おおやしき）、終点を黒潮町有井川字西谷（にしたに）から字天上森谷（てんじょうもりだに）へ変更するものでございます。

参考資料39ページをお開きください。

町道西谷線につきましては、国道56号線から町道有井川線を米原方面に約980メートル進んだ地点を起点とする町道で、現在、町道改良を進める中で高規格道路の側道に接続するよう計画をしております。

この計画により、終点を現在の有井川字西谷（にしたに）から字天上森谷（てんじょうもりだに）へ約100メートル延伸整備するもので、町道路線の変更について道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは、議案第105号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の 69 ページをお開きください。

本件につきましては、大方地区にある黒潮町立大方児童館の管理、運営を、黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づき、本年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者に管理を行わせるものでございます。

指定管理者の募集につきましては、黒潮町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づき、本年 1 月 10 日から 30 日まで 21 日間、町のホームページや広報誌に掲載して公募を実施したところ、幡多郡黒潮町入野 873 番地 2、特定非営利活動法人 NPO 童夢、代表理事、藤田一成（ふじたかずなり）1 団体の応募がありました。

このことを受けまして、同条第 6 条に基づき、指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い、指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定する議会の議決を求めるものでございます。

選定理由につきましては、NPO 童夢は平成 22 年度から大方児童館の指定管理者として活動を行っており、現在も同児童館の指定管理を受けている団体であります。

地域貢献や地域雇用ができており、これまでの実績等も踏まえ、その業務を適切に行える団体であると考えます。

以上、指定管理者候補として NPO 童夢を選定しましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 38 分